

現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

～建設企業向け～

令和7年10月

徳島県国土整備部

目 次

1 目 的	1
2 対象工事	1
3 現場代理人及び主任技術者等	1
(1) 現場代理人	
(2) 主任技術者	
(3) 監理技術者	
(4) 監理技術者補佐	
(5) 専門技術者	
(6) 低入札価格調査制度により増員配置する技術者	
4 主任技術者等に必要となる資格等	5
(1) 主任技術者、専門技術者及び低入札技術者	
(2) 監理技術者	
(3) 監理技術者補佐	
(4) 早見表	
5 発注者への通知方法	10
6 受注者と現場代理人等との雇用関係	11
(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係	
(2) 雇用関係の確認	
7 現場代理人の常駐	13
(1) 現場代理人の常駐	
(2) 常駐義務の例外	
8 主任技術者等の専任	14
(1) 主任技術者等の専任	
(2) 専任すべき期間	
9 現場代理人と主任技術者等との兼務	16
10 現場代理人の工事現場の兼務	16
(1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合 (当面の運用)	
(2) 区画線等の工事現場の場合 (当面の運用)	
(3) フロー図 (現場代理人の工事現場の兼務)	
11 専任を要する技術者の工事現場の兼務	19
(1) 同一の専任の主任技術者が管理できる工事現場の場合 (当面の運用)	

(2) 監理技術者等の専任義務の合理化【専任特例1号】	
(3) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合（当面の運用）	
(4) 複数の工事を一つとみなせる工事現場の場合	
1 2 特定専門工事における主任技術者の配置	25
1 3 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者と主任技術者等との兼務（当面の運用）	27
1 4 現場代理人の途中交代	29
(1) 途中交代の要件	
(2) 途中交代の手続き	
(3) 途中交代とその評価	
(4) フロー図（現場代理人の途中交代）	
1 5 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代	30
(1) 特殊事情の解釈等	
(2) 特殊事情の取扱い	
(3) その他の扱い	
(4) フロー図（総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代【契約締結以降の取扱い】）	
1 6 価格競争における専任の主任技術者の途中交代	33
(1) 特殊事情の取扱い	
(2) その他の取扱い	
(3) フロー図（価格競争における専任の主任技術者の途中交代【契約締結以降の取扱い】）	
1 7 主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の途中交代	35
(1) 途中交代の要件	
(2) 途中交代の手続き	
1 8 名札の着用等	36
1 9 工事関係者に関する措置請求	36
2 0 様式集【一部改定】	38
2 1 参考資料【一部改定】	51
2 2 当マニュアルに関連する通知文（県土整備部関係）	108

1 目的

この現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、工事現場に設置する現場代理人及び主任技術者、監理技術者、専任特例1号、専任特例2号又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、建設工事の適切な施工を確保することを目的とする。

2 対象工事

このマニュアルは、徳島県国土整備部及び各総合県民局国土整備部（以下「国土整備部」という。）の発注する建設工事を対象とする。

3 現場代理人及び主任技術者等

国土整備部の発注する建設工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（以下「約款」という。）により、現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に設置し、発注者に通知しなければならない。

約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者（同条第5項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）をいう。以下同じ。）

（1）現場代理人

受注者が工事現場に設置する現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者である。

この工事の施工に関する一切の事項には、工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項が含まれている。ただし、次に掲げる事項及び受注者が有する権限を自ら行使するために、現場代理人に委任しない権限を発注者に対し通知した事項は含まない。

なお、建設業法（以下「業法」という。）では、「工事現場に現場代理人を置く場合においては、現場代理人の権限に関する事項等を通知しなければならない。」と規定されている。

ア 請負代金額の変更

イ 工期の変更

ウ 請負代金の請求及び受領

エ この契約の解除に係る権限

オ 約款第12条第1項に規定する請求の受理並びに同条第3項の決定及び通知

カ 約款第12条第4項の請求及び同条第5項の通知の受理

約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

業法 第十九条の二（現場代理人の選任等に関する通知）

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。

(2) 主任技術者

受注者が工事現場に設置する主任技術者は、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどるものであり、担当する建設工事に関し一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者でなければならない。

この施工の技術上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握した上で、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等並びに工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、この建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。

なお、業法では、元請又は下請を問わず全ての建設業者に対し、その請け負った建設工事を施工するときは、「主任技術者を置かなければならぬ。」と規定されている。

また、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事（以下「特定専門工事」という。）においては、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が、自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に「主任技術者を置くことを要しない」と規定されている。

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならぬ。

第二十六条の三（主任技術者及び監理技術者の職務等）

特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならぬ主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならぬこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。以下 略

第二十六条の四（主任技術者及び監理技術者の職務等）

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- 2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(3) 監理技術者

業法では、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者に対し、建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が建設業法施行令（以下「政令」という。）で定める金額以上となる場合においては、主任技術者に代えて「監理技術者を置かなければならない。」と規定しているほか、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で置く場合、監理技術者は他の工事と兼務することができると規定している。

また、政令では、業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）を置くことができる工事現場の数を2と規定している。

この監理技術者又は専任特例2号は、建設工事の施工に当たり、大規模な下請けをする場合に、下請負人である全ての専門工事業者等を適切に指導・監督するという総合的な役割を果たす必要があり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、主任技術者より高度な技術力が必要とされ、指定建設業においては国家資格等が必要となる。また、専任特例2号は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

なお、受注者は、当初、主任技術者を設置した場合でも、工事内容の変更等により、下請契約額が政令で定める金額以上（5,000万円（建築一式工事は、8,000万円））となったときは、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は専任特例2号を設置しなければならない。このため、受注者は、技術者の変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は専任特例2号になり得る資格を有する技術者を置くとともに、専任特例2号を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。
- 一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者
- イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。
- ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
- ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

4 前項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任技術者又は監理技術者が各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

政令 第二条（法第三条第一項二号の金額）

法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、五千万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、八千万円とする。

第三十条（同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数）

法第二十六条第四項の政令で定める数は、二とする。

（4）監理技術者補佐

建設業法施行規則（以下「省令」という。）では、監理技術者補佐は「業法 26 条第 3 項ただし書の規定により監理技術者の行うべき業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者」と規定されている。

この監理技術者補佐は、専任特例 2 号の指導監督の下、専任特例 2 号の職務を補佐することが求められる。また、専任特例 2 号が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、監理技術者補佐は、技術者の専任を確認するため、工事実績データ（C O R I N S）（以下「コリンズ」という。）に「監理技術者補佐」として登録するとともに、技術者台帳に記載（備考欄には「監理補佐」と明示）し、発注者に提示するものとする。

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

3 略

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

省令 第十四条の二（施工体制台帳の記載事項等）

二 略

へ 法第二十六条第三項第二号の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。） 以下 略

（5）専門技術者

業法では、土木工事業又は建築工事業を営む者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、一式工事以外の建設工事を施工するときは、その工事の適正な施工を確保するため、「この建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「専門技術者」という。）を工事現場に置かなければならない。」と規定されている。また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合においても、この附帯工事に関する専門技術者を配置しなければならない。

この専門技術者は、担当する建設工事に関し、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者でなければならない。

なお、受注者が専門技術者を配置すべき期間は、この専門工事の施工を担当する期間を基準とする。また、受注者は、専門技術者の配置ができないときは、この専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない。

業法 第二十六条の二（主任技術者及び監理技術者の設置等）

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

(6) 低入札価格調査制度により増員配置する技術者

受注者は、徳島県低入札価格調査制度を適用する建設工事で低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事（以下「**低入札工事**」という。）においては、約款で規定する現場代理人及び主任技術者等に加え、別の技術者（以下「**低入札技術者**」という。）を1名増員し、専任しなければならない。ただし、受注者が共同企業体のときは、増員の必要はないものとする。

この低入札技術者は、担当する建設工事に関し、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者でなければならない。

なお、低入札技術者は、技術者の専任を確認するため、コリンズに「**担当技術者**」として登録するとともに、技術者台帳に記載（備考欄には「**低入**」と明示）し、発注者に提示するものとする。

徳島県低入札価格調査制度実施要綱 第11条（契約締結時における取扱い）

契約担当者は、第8条の落札者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、契約締結をしようとする者に対し次の条件を付す。以下 略

(2) 契約約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該建設工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。

徳島県土木工事共通仕様書（以下「**共通仕様書**」という。）

第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該建設工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。以下 略

4 主任技術者等に必要となる資格等

(1) 主任技術者、専門技術者及び低入札技術者

業法では、主任技術者及び専門技術者に必要となる一定の施工実務又は一定の資格を、一般建設業の営業所の専任技術者と同じ業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者と規定しているほか、特定専門工事（鉄筋工事又は型枠工事）における元請等の主任技術者の要件を、

「当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。」及び「当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。」と規定している。

この指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいう。

なお、共通仕様書では、低入札技術者に必要となる一定の施工実務又は一定の資格を、この主任技術者等と同じ業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者と規定しているほか、受注者に対し、土木一式工事又は舗装工事の場合で、当初請負対象金額が4,500万円以上となるときは、その金額に応じて主任技術者を定めるに当たり、「土木施工管理技術検定制度等に合格した者を選定しなければならない。」と規定している。このため、県土整備部では、土木一式工事又は舗装工事の場合で、当初請負対象金額が4,500万円以上となるときは、一般競争入札の参加資格の要件として、これに該当する資格の保有者を求めるものとする。

また、省令で規定する学科及び業法第7条第2号ハの規定により国土交通大臣が認定する者については、**21 参考資料（P52）**に記載している。

業法 第七条（許可の基準）

- 二 その営業所ごとに、営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。
イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第二十六条の八第一項第二号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者
ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

第二十六条の三（主任技術者及び監理技術者の設置等）

- 7 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
一 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

共通仕様書 第1編1-1-14（土木施工管理技術検定制度等の活用）

1. 初当請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事又は舗装工事

受注者は、土木一式工事又は舗装工事の場合で、当初請負対象金額が4,500万円以上9,000万円未満となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

- (1) 建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工管理又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者
(2) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するもの、「農業農村工学」、「森林土木」または「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。ただし、舗装工事については、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するものに限る。）とするものに合格した者のみとする。
(3) 監理技術者資格者証の交付を受けている者（土木一式工事については土木工事業、舗装工事については舗装工事業に関するものに限る。）

2. 初当請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事又は舗装工事

受注者は、土木一式工事又は舗装工事の場合で、当初請負対象金額が9,000万円以上となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

- (1) 技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工管理又は一級の土木施工管理とするものに合格した者

- (2) 前項第2号に掲げる者
- (3) 前項第3号に掲げる者

(2) 監理技術者

業法では、監理技術者又は専任特例2号に必要となる一定の施工実務又は一定の資格を、特定建設業の営業所の専任技術者と同じ、業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者と規定している。ただし、土木工事業、建築工事業等の指定建設業については、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

なお、監理技術者又は専任特例2号は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を過去5年以内※に受講した者でなければならないため、監理技術者又は専任特例2号の配置を求めるときは、一般競争入札の参加資格の要件として、この資格者証等の保有者を求めるものとする。

また、業法第15条第2号イ又はハの規定により建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるもの及び政令等で規定する技術検定等については、**21 参考資料（P55）**に記載している。

※令和3年1月1日以降は、監理技術者講習の有効期間の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年間が監理技術者講習の有効期間となる。

業法 第十五条（許可の基準）

二 その営業所ごとに、特定営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（同項各号に規定する監理技術者を含む。次項において同じ。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の六から第二十六条の八までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

第二十七条（技術検定）

国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

第二十七条の十八（監理技術者資格者証の交付）

国土交通大臣は、監理技術者資格（建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により国土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に対して、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する監理技術者資格、建設業の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載するものとする。

- 3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらの監理技術者資格を合わせて記載した資格者証を交付するものとする。
- 4 資格者証の有効期間は、五年とする。
- 5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。
- 6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

政令 第五条の二（法第十五条第二号ただし書の建設業）

法第十五条第二号ただし書の政令で定める建設業は、次に掲げるものとする。

- 一 土木工事業
- 二 建築工事業
- 三 電気工事業
- 四 管工事業
- 五 鋼構造物工事業
- 六 補装工事業
- 七 造園工事業

第五条の三（法第十五条第二号口の金額）

法第十五条第二号口の政令で定める金額は、四千五百万円とする。

(3) 監理技術者補佐

政令では、監理技術者補佐は業法 15 条第 2 号イ、ロ又はハに準ずる者として、主任技術者の資格を有する者（業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定（建設業法による技術検定をいう。以下同じ。）の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者と規定している。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は監理技術者の資格を有する者に限る。

政令 第二十九条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第二十六条第三項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 2 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

共通仕様書 第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

5.監理技術者補佐

略

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。以下 略

(4) 早見表

①土木一式工事における技術者、現場代理人の資格者要件等早見表

(単位：百万円)

		資格要件		当初請負対象金額 < 45		45 ≤ 当初請負対象金額 < 90		90 ≤ 当初請負対象金額	
		請負代金額 < 45	45 ≤ 請負代金額	下請額 < 50	下請額 < 50	50 ≤ 下請額	下請額 < 50	50 ≤ 下請額	
技術者	監理技術者	監理技術者資格証の交付を受けたもの（※3）				専任のこと		専任のこと	
	（補佐監理技術者）	1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者 もしくは、 監理技術者要件を満たす者				当該工事現場ごとに専任のこと		当該工事現場ごとに専任のこと	
	主任技術者	1級施工管理技士等の資格者 2級施工管理技士等の資格者 10年以上の実務経験、 もしくは、 指定学科を卒業後に、 ①高等学校 5年以上 ②高等専門学校 3年以上 ③大学 3年以上 の実務経験を持つ者 もしくは、 ①1級 1次検定合格後に3年以上（※6） ②2級 1次検定合格後に5年以上（※6） または、登録基幹技能者（※4）	専任は問わない	専任のこと	不可	専任のこと	不可		
	（技術入札者）	上記主任資格者要件に同じ	専任のこと（技術者、現場代理人との兼務不可）						
	現場代理人	なし	原則、常駐のこと（ただし、兼務要件を満たす場合に限り兼務を例外的に認める。）						

※1：低入札技術者 低入札工事（低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事）において増員して配置する技術者。

※2：専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事すること（兼務要件を満たす場合を除く）。

※3：国土交通大臣特別認定による監理技術者資格者証（土木）を受けた者は、1級国家資格者と同等とみなす。

※4：建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たす（21 参考資料（P52）参照）。

※5：監理技術者補佐 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、専任特例2号を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）、監理技術者の行うべき職務を補佐する技術者。

※6：指定建設業と電気通信工事業を除く

②建築一式工事における配置予定技術者の運用基準

(金額：税込み)

設計金額	請負金額	下請（予定）金額（総計）			低入札技術者	現場代理人
		8千万円以上		8千万円未満		
		監理技術者	監理技術者補佐	主任技術者		
3千万円以上	9千万円以上	専任 • 配置技術者の資格 (1)の「イ及びホ」または「ハ及びホ」	専任 • 配置技術者の資格 (次のいづれか) 1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者または監理技術者要件を満たす者 ※当該工事現場ごとに専任のこと	専任 • 配置技術者の資格 (次のいづれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニまたはホ	専任 • 配置技術者の資格 (次のいづれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニまたはホ	• 原則、常駐のこと (ただし、兼務要件を満たす場合に限り兼務を例外的に認める。) • 資格要件なし
	9千万円未満	• 配置技術者の資格 (1)の「イ及びホ」または「ハ及びホ」		• 配置技術者の資格 (次のいづれか) (1)のイ、ロ、ハ、ニ、ホまたはヘ	• 配置技術者の資格 主任技術者と同じ	

<留意点>

(1) 配置技術者の資格

- イ 技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理とするものに合格した者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者
- ロ 技術検定のうち検定種目を二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ハ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者
- ニ 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士の免許を受けた者
- ホ 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び第26条第5項の規定による監理技術者講習修了証を有する者。
- ヘ 10年以上の実務経験、若しくは指定学科を卒業後に①高等学校5年以上、②高等専門学校3年以上、③大学3年以上の実務経験を有する者

(2) 低入札技術者

低入札工事（低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事）において増員して配置する技術者

(3) 監理技術者補佐

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、専任特例2号を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）、監理技術者の行うべき職務を補佐する技術者

(4) 「建築一式工事」以外の工事における配置技術者の取扱いについては別途定める。

5 発注者への通知方法

共通仕様書では、受注者に対し、現場代理人、主任技術者等及び低入札技術者を工事現場に設置したときの発注者への通知方法について、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書、監理技術者補佐選任通知書並びに低入札工事の専任配置技術者選任通知書（以下「選任通知書」という。）を提出し、確認を受けなければならない。」と規定している。また、監理技術者補佐、専門技術者を配置したときは施工体制台帳及び施工体系図に、特定専門工事における元請等の主任技術者を配置したときは施工体系図にそれぞれ必要事項を記載しなければならない。

(20 様式集参照) (P39～41)

この選任通知書の提出及び確認は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合には契約後※、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に

監督員へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、請負対象金額が200万円未満の場合で、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に着手予定届を提出し、監督員が認めたときは、着手予定日までに選任通知書を提出し、確認を受けなければよいもの（着手日までは現場代理人の設置は不要）とする。

なお、この契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内には、契約日を含まず、期間の末日が週休日等に当たるときは、期間はその休日明けとする。また、期間の末日は、原則として、午後5時15分（時差通勤の対象となる各課（各機関）については、午後6時15分）までとする。

また、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならぬ。

※監理技術者補佐については、「その他の場合には契約後」を「工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から」に読み替える。

共通仕様書 第1編1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

1.選任通知

(1) 受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

(2) 受注者は、請負対象金額が200万円未満の場合で、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に「着手予定届」を提出し、監督員が認めたときは、着手予定日までに選任通知書を提出すればよいものとする。ただし、着手予定日については、監督員と協議の上決定しなければならない。

4.低入札技術者

略

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。以下 略

5.監理技術者補佐

略

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。以下 略

共通仕様書 第1編1-1-28（工事完成図書等の納品）

1.工事完成図書の納品

(1) 受注者は、約款、共通仕様書等に規定する書類（土木工事主要提出書類チェックリストを参考）を監督員に提出しなければならない。なお、様式が定められていないものは、監督員の指示によらなければならない。また、電子メール等により書類の提出を行う場合は、「電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領」によらなければならない。以下 略

6 受注者と現場代理人等との雇用関係

県土整備部では、現場代理人については、受注者の代理人として請負契約の的確な履行を確保する観点から、主任技術者等及び低入札技術者については、受注者が組織として有する技術力を十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行う観点から、受注者が責任を持って現場

代理人及び主任技術者等を工事現場に設置できるよう、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めてい。

なお、共通仕様書では、受注者に対し、選任通知書提出時に「現場代理人等との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。」と規定している。

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係

直接的な雇用関係とは、現場代理人等と受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。
したがって、在籍出向者、派遣社員について、直接的な雇用関係にあると認めていない。

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

県土整備部では、一般競争入札において専任をする主任技術者等が入札参加資格の要件とするときは、恒常的な雇用関係として、開札日以前に入札参加者と技術者との間に3か月以上の雇用関係※があることを求める（当面は、鋼構造物維持修繕工事（鋼構造物工事で新設工事以外の修繕工事等）において配置する専任の主任技術者等に限り、開札日時点で所属建設企業と雇用関係にあることで足りる）ものとし、総合評価落札方式における配置予定技術者としての評価は、その雇用関係が1年以上となるまで評価対象としないものとする。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなすものとする。

※合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により証明が可能な場合に限る）があった場合には、変更前の所属建設企業との雇用期間を加算することができる。なお、総合評価落札方式における配置予定技術者としての評価についても同様の扱いとする。

持株会社化等による雇用関係の取扱いについては、次の通知を適用するものとし、現場代理人又は監理技術者補佐についても、「主任技術者又は監理技術者」を現場代理人又は監理技術者補佐に読み替えて適用するものとする。 **(21 参考資料参照) (P59)**

ア 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日付け国総建第155号）

イ 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日付け国土建第357号）

ウ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成28年5月31日付け国土建第119号）

エ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成28年3月24日付け国土建第483号）

共通仕様書 第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

1.選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

② 主任技術者又は監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的

な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者、監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

なお、低入札技術者は、開札日以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあるものとする。

(2) 雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行うものとする。ただし、現場代理人については、請負対象金額が200万円未満の工事は、監督員が特に必要と判断した場合に提示を求めるものとする。

また、恒常的な雇用関係の確認は、提示された健康保険被保険者証、被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証により、被保険者証の交付年月日（就職年月日）を基準に確認するほか、直接的な雇用関係を確認した書類に加えて、恒常的な勤務実態を証明する賃金台帳、出勤簿等の提示により行ってもよい。いずれの場合においても、受注者が自ら雇用関係を証明する必要があるため、審査担当者として疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提示を求めることができるものとする。

なお、令和6年12月2日以降も有効期限前の健康保険被保険者証を確認書類として用いることも可能とする。

書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合	
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村	
国家資格者等及び監理技術者一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

7 現場代理人の常駐

(1) 現場代理人の常駐

約款第10条第2項では、現場代理人に対し、工事現場に常駐することを求めている。

現場代理人の常駐とは、この工事のみを担当していることだけではなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。

(2) 常駐義務の例外

約款第10条第3項では、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、「現場代

理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」と規定している。

この例外規定により、少なくとも次のいずれかに該当する場合には、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うものとする。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

約款 第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

8 主任技術者等の専任

(1) 主任技術者等の専任

- ・ 業法では、主任技術者及び監理技術者に対しては、「公共性のある施設等に関する重要な建設工事で、政令で定める請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は、9,000 万円）以上のものについては、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」と規定されている。
- ・ 専任特例 2 号を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

なお、専任特例 2 号が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から専任特例 2 号の変更を指示することができる。

- ・ 特定専門工事において、元請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている。
- ・ 主任技術者等の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で主任技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、主任技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、主任技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、主任技術者等の適正な配置等に留意されたい。

また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合等の施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないよう留意する必要がある。

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。以下 略

政令 第二十七条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、九千万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

(2) 専任すべき期間

受注者が、主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となる。ただし、契約期間中にあっても次に掲げる期間については、原則として、工事現場への専任を要しないものとして取り扱うものとする（落札候補者となっている時点で他の工事に主任技術者等又は現場代理人として従事している場合及び検査が契約工期後となる場合の取扱いは、**21 参考資料（P95）**を参照）。

なお、次のいずれの場合にあっても専任を要しない期間が、発注者と受注者との間で設計図書等の書面により明確となっていることが必要である。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

工場製作過程においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が可能な場合は、同一の主任技術者等が製作を一括して管理することができる。

主任技術者等については、前述の工事現場への専任を要しない期間アイウエのうち、イ（約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者等として従事することができる。

その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者等は他の工事の専任の主任技術者等として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とする等の留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

9 現場代理人と主任技術者等との兼務

現場代理人は、主任技術者等及び専門技術者と工事現場での役割等が異なるものであるが、同一の工事現場において、これらを兼ねても工事の施工上支障はないため、約款では、「相互にこれらを兼ねることができる。」と規定している。

なお、県土整備部では、現場代理人と主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は兼任することができるが、現場代理人と専任特例2号又は低入札技術者、監理技術者（専任特例2号を含む。）と監理技術者補佐とは兼任することができないものとする。

約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、相互にこれらを兼ねることができる。

10 現場代理人の工事現場の兼務

県土整備部では、現場代理人が他の工事現場を兼務することについて、現場代理人の常駐義務及び請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、例外的な運用として、次のいずれかに該当する場合のほか、国、地方公共団体等が発注する施設又は工作物に関する工事のうち密接な関連のある2つの工事を同一の建設業者が同一の場所において施工する場合及び複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合（当初の請負契約以外の契約が随意契約）に限定している。

なお、国、地方公共団体等が発注する施設又は工作物に関する工事のうち密接な関連のある2つの工事を同一の建設業者が同一の場所において施工する場合の適用条件として、建設工事審査委員会で前もって決定し、発注者が現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示しておく必要がある。

また、複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合については、当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限り、同一の現場代理人を配置できるものとする。

主任技術者等を含めた兼務については、**21 参考資料（P96）**を参照。

(1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合（当面の運用）

ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事現場への兼務が可能と認めたときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置するための必要な手続きをしなければならない。

なお、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応しなければならない。

また、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。（**21 参考資料（P104～105）**参照）

(ア) 同一市町村内（※1）又は工事間直線距離が10km以内の3つの工事

※1：平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※：複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内（※1）の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が10km以内を満たす必要がある。

※：災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。

※：徳島県が発注する工事以外の工事も含む。

(イ) 当初請負代金額が4,500万円未満の工事

※：兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靭化」のため、同一河川で実施する河川工事又は工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。

(ウ) 令和7年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

イ 兼務の手続き

受注者は、現場代理人を工事現場に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

(ア) 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。

(イ) 受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届（様式2）」並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。（20 様式集参照）（P46）

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式2を送付するとともに協議を行い、現場代理人の兼務が可能か確認を行うものとする。

なお、受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないとときは、別の現場代理人を選任し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を再提出しなければならない。

また、受注者又は監督員は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に關係する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければならない。

(2) 区画線等の工事現場の場合（当面の運用）

ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の工事現場への常駐がそれぞれ可能と認めたときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置させるために必要な手続きをしなければならない。

なお、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人を各工事現場に必ず常駐させるとともに、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。

(ア) 徳島県が発注する2つの工事

ただし、徳島県の県土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。

- (イ) 工事の種類が区画線工事、舗装工事、標識設置工事（交通安全施設工事）、照明灯工事（電気設備工事）、電気通信工事
 - (ウ) 当初請負代金額が2,000万円未満の工事
 - (エ) 令和6年5月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
- ※兼務する他工事の契約時期は問わない。

イ 兼務の手続き

受注者は、現場代理人を工事現場に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

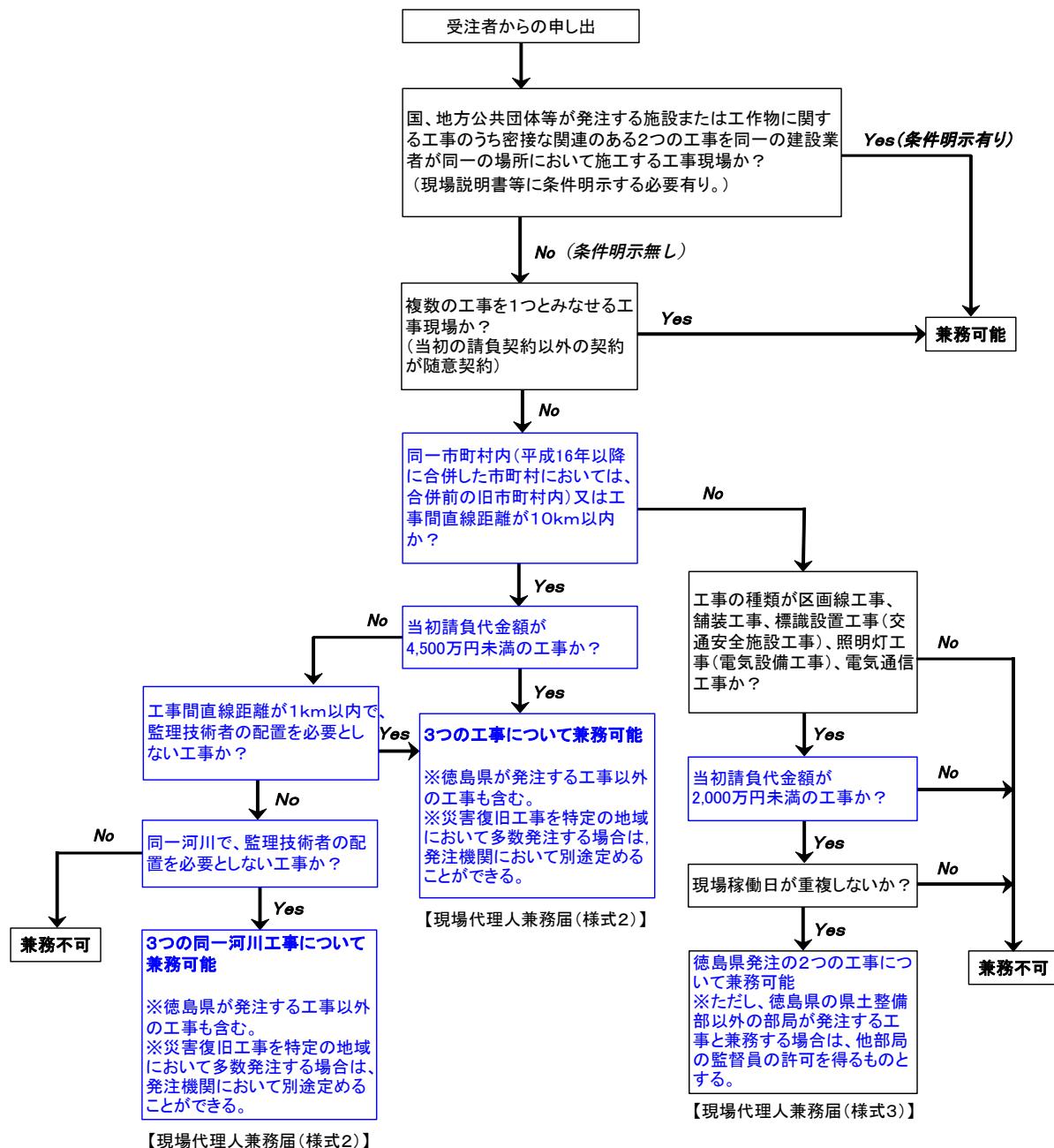
- (ア) 受注者は、現場代理人を兼務配置させる予定の工事及び現場代理人の兼務配置となる他の工事の各主任監督員と現場稼働日について協議を行う。
- (イ) 受注者は、協議の結果、現場稼働日が重複しないと判断した場合、「現場代理人兼務届（様式3）」並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務配置させる予定工事の発注者に提出する。**(20 様式集参照) (P47)**

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員と協議し、現場代理人の常駐が可能か確認を行うものとする。

なお、受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないとときは、別の現場代理人を選任し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を再提出しなければならない。

また、受注者又は監督員は、工程の変更等により、現場代理人の工事現場への常駐に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければならない。

(3) フロー図（現場代理人の工事現場の兼務）**(当面の運用)**



1.1 専任を要する技術者の工事現場の兼務

(1) 同一の専任の主任技術者が管理できる工事現場の場合（当面の運用）

政令第27条第2項には、「密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」とされているが、当面、次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

現場代理人を含めた兼務については、21 参考資料（P96）を参照。

ア 兼務の要件

(ア) 東部国土整備局又は各総合県民局国土整備部の各庁舎管内の2つの工事

※東部国土整備局徳島庁舎は旧庁舎管内（徳島庁舎、鳴門庁舎は別庁舎として取り扱う）の2つの工事とする。

※請負代金額は問わない。

※徳島県の県土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の了解を得るものとする。なお、農林水産部が発注する工事と兼務する場合は、当該兼務要件とする。

※徳島県が発注する工事以外の工事も含む。ただし、県工事以外と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に限る（21 参考資料（P98）参照）。

（イ）平成26年3月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

◆入札公告又は指名通知時期別の兼務要件一覧表

兼務要件	公告・指名時期	H26.3.1以降
	対象業種	全業種
相互の距離	東部県土整備局 又は 各総合県民局県土整備部の各庁舎管内	
件数	2件	
金額	制限なし	
対象工事	全工事 (県工事以外と兼務する場合は、 相互に調整を要する工事等に限る。)	

イ 兼務の手続き

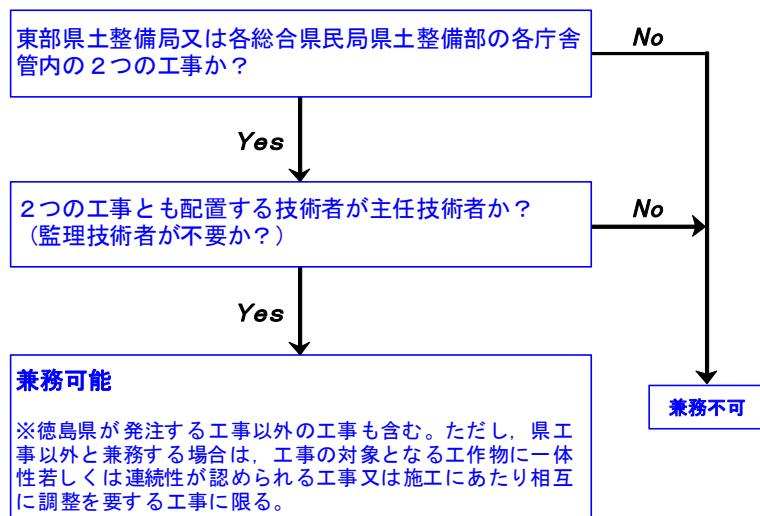
（ア）受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届（様式1）」（20 様式集参照）（P45）を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

（イ）受注者は、発注者に「主任技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

政令 第二十七条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

ウ フロー図（当面の運用）



(2) 監理技術者等の専任義務の合理化【専任特例1号】

請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、業法第26条第3項ただし書においてその特例が設けられており、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第一号による場合を「専任特例1号」とし、次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者又は監理技術者の兼務を認めるものとする。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

ア 兼務の要件

監理技術者制度運用マニュアル〈抜粋〉

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 主任技術者又は監理技術者の専任の特例

① 専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

- 1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。（省令第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- 3) 当該建設業者が注文者となつた下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。（省令第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。（省令十七条の二第一項第三号）
連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。
連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。
連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。
- 5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（省令十七条の二第一項第四号）なお、情報通信技術につ

いては、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。（省令第十七条の二第一項第五号、第二項）

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

（イ）当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

（ロ）当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

（ハ）当該建設工事の請負代金の額

（ニ）工事現場間の移動時間

（ホ）下請次数

（ヘ）連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

（ト）施工体制を把握するための情報通信技術

（チ）現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（省令第十七条の三）なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができる場合はこの要件に該当しない。

8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。（令第三十条）なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。

イ 兼務の手続き

(ア)受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「人員の配置を示す計画書」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に同計画書を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。（20様式集参照）（P49）

(イ)受注者は、発注者に「人員の配置を示す計画書」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「人員の配置を示す計画書」を提出し確認を受けなければならない。

ウ 留意事項

同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

(3) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合（当面の運用）

専任特例2号については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、当面の間、次の要件を全て満たす場合は、専任特例2号の配置（監理技術者の兼務）を認めるものとする。（21 参考資料（P101～102）参照）

ア 兼務の要件

(ア)東部国土整備局又は各総合県民局の各局管内の2つの工事

※「徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事」又は「国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事」であること。

※低入札工事でないこと。

※災害復旧工事や維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）でないこと。

(イ)監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。

※監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

※監理技術者補佐の業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号に求める技術検定種目と同じであること。

※受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ウ)専任特例2号は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(エ)専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。

(オ)監理技術者補佐が担う業務等について施工計画書等で明らかにすること。

(カ)令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

イ 兼務の手続き

(ア)受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「監理技術者兼務届（様式6）」及び「監理技術者補佐選任（変更）通知書」を契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変

更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。(20 様式集参照) (P40、P48)

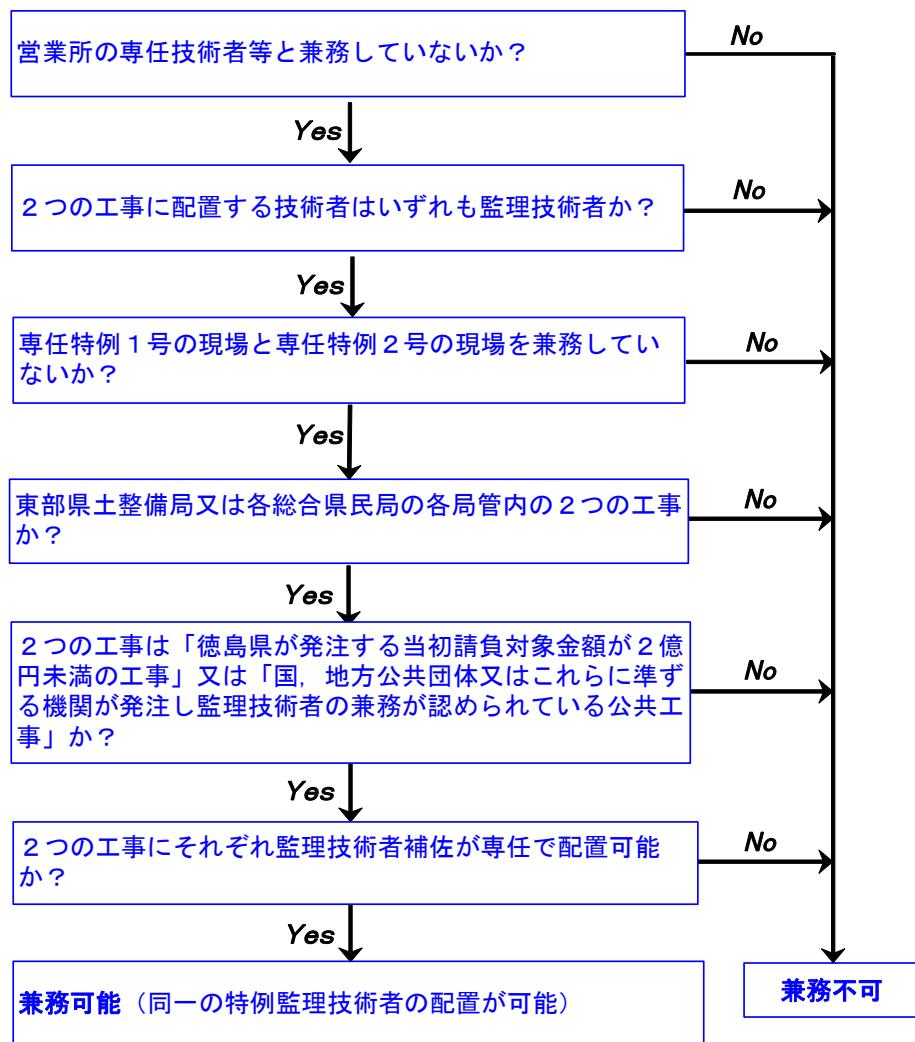
(イ)受注者は、発注者に「監理技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「監理技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

ウ 留意事項

専任特例 2 号と監理技術者補佐の配置状況は、適切にコリンズへの登録を行うこと。

同一の監理技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできない。

エ フロー図



(4) 複数の工事を 1 つとみなせる工事現場の場合

発注者が、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、同一の主任技術者又は監理技術者がこの工事全体の請負契約を履行することが合理的な場合がある。このため、全体の工事を 1 つの工事とみなせるときは、受注者は、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できるものとする。

なお、この場合の建設業の許可及び主任技術者と監理技術者との区分の適用については、

次のとおり、全体の工事を 1 つの工事とみなして業法等の規定を適用するものとする。

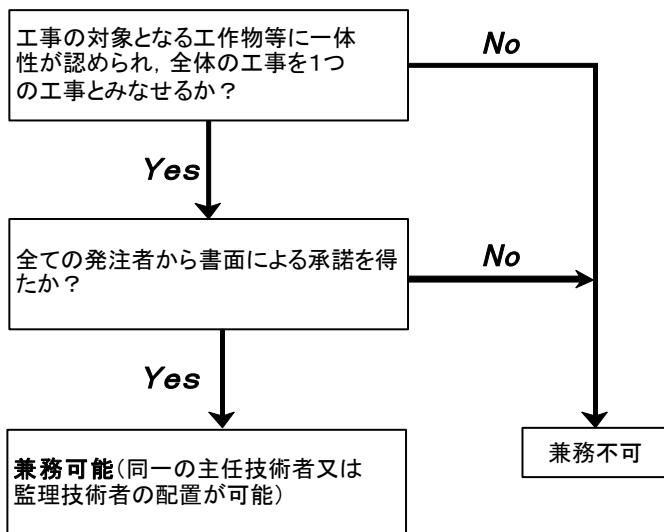
ア 適用

(ア)複数の工事の下請金額の合計が 5, 000 万円（建築一式工事の場合は 8, 000 万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。

(イ)複数の工事に係る請負代金額の合計が 4, 500 万円（建築一式工事の場合は 9, 000 万円）以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（専任特例の場合を除く）

※これを適用する場合は、それぞれの工事の請負代金額が 4, 500 万円未満であっても、複数の工事に係る請負代金額の合計が 4, 500 万円以上となる場合には、主任技術者等は専任を要するので留意が必要である。

イ フロー図（複数の工事を 1 つとみなせる工事現場の場合）



1.2 特定専門工事における主任技術者の配置:

業法第26条の3第1項の規定により、特定専門工事の元請等が置く主任技術者が、次の要件等を全て満たし、当該下請負人の配置しなければならない主任技術者が行うべき職務を行う場合、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。**(21 参考資料 (P106 ~ 107) 参照)**

ア 対象

- (ア)型枠工事（大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事）又は鉄筋工事
- (イ)特定専門工事に係る下請契約の請負代金が 4, 500 万円未満の工事（下請契約が 2 以上あるときは合計額）

イ 特定専門工事の元請等が置く主任技術者の要件

- (ア)特定専門工事と同一の種類の建設工事に関して 1 年以上の指導監督的な実務経験を有

すること。

(イ)当該特定専門工事の工事現場に専任で配置できること。

ウ 配置の手続き

受注者は、特定専門工事における主任技術者を配置する場合、施工体制台帳に次の書面の写しを添付し監督員へ提出する。

(ア)特定専門工事における当該下請に主任技術者を配置しないことの合意書

※合意書に記載する事項は次のとおり。

- ①特定専門工事の内容
- ②上位下請の置く主任技術者の氏名
- ③当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ④その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の総額

(イ)特定専門工事において当該下請に主任技術者を配置しないことを注文者が承諾した書面

(ウ)特定専門工事の元請等が置く主任技術者について、特定専門工事と同一の種類の建設工事に関して1年以上の指導監督的な実務経験を有することを証する書面

エ 留意事項

(ア)主任技術者を置かないこととした下請負人は、その下請負人に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない（再下請負の禁止）。

(イ)監理技術者の配置を要する工事の元請において、この特定専門工事の規定は適用できない。

(ウ)特定専門工事により専任することとなった元請等の主任技術者は、他工事と兼任できない。

業法 第二十六条の三（主任技術者及び監理技術者の設置等）

2 略

ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第七項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

5 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

8 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

9 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

政令 第三十一条（特定専門工事の対象となる建設工事）

法第二十六条の三第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

二 鉄筋工事

2 法第二十六条の三第二項の政令で定める金額は、四千五百万円とする。

省令 第十七条の八（特定専門工事の合意の内容等）

法第二十六条の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該特定専門工事の内容

二 当該特定専門工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。次号において同じ。）

三 当該特定専門工事が元請負人が発注者から直接請け負った建設工事に係るものであるときは、当該元請負人が当該発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額

四 元請負人が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第七項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 前項第四号の主任技術者が当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面

1.3 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者と主任技術者等との兼務

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため所属する営業所に常勤※していることが原則である。また、「経営業務の管理責任者」は、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うことがその職務であり、常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものをいう。）でなければならない。従って、営業所の専任技術者又は経営業務管理責任者（以下「営業所の専任技術者等」という。）と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができないが、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、営業所の専任技術者等と主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。また、1)～3)の併用はできない。

現場代理人を含めた兼務については、21 参考資料（P103）を参照。

※テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 専任特例1号の兼務の要件1)～7)を満たしていること。なお、2)について、「他の建設工事現場から当該工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、6)口については、所属する営業所の名称を加え、6)ニ(イ)については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）。

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事しうる程度であるか否か適切に判断することが必要である。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1)の要件を全て満たすこと。

また、次の要件を全て満たす場合、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することができる。

ア 兼務の要件（当面の運用）

- (ア) 営業所と工事現場が同一市町村内（※）又は営業所と工事現場間の直線距離が 10 km以内の徳島県が発注する 2つの工事
※平成 16 年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村とする。
- (イ) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (ウ) 営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (エ) I C T の活用により、当該営業所と工事現場の間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (オ) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (カ) 主任技術者の専任を要しない（建設業法第 26 条第 3 項に該当しない）工事であること。
- (キ) 令和 6 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事
※兼務する他工事の契約時期は問わない。

イ 兼務の手続き

受注者は、営業所の専任技術者等を工事現場の現場代理人に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

- (ア) 受注者は、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。
- (イ) 受注者は、協議の結果、発注者が営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務が可能と認めた場合次の書類を提出すること。**(20 様式集参照) (P46)**

主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事 1) の場合

- ・人員の配置を示す計画書
- ・現場代理人及び主任技術者等選任通知書

主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事 2) 3) の場合

- ・現場代理人兼務届（様式 2）
- ・現場代理人及び主任技術者等選任通知書

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式 2 を送付するとともに協議を行い、営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務が可能か確認を行うものとする。

なお、受注者は、発注者が営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務について認めないときは、別の現場代理人を選任し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を再提出しなければならない。

また、受注者又は監督員は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に關係する事故が発生する等、兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければならない。

14 現場代理人の途中交代

(1) 途中交代の要件

県土整備部では、現場代理人の工期途中での交代について、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限としている。このため、受注者は、現場代理人の途中交代が必要になったときは、監督員と協議し、認められなければならない。

この途中交代を認める要件としては、現場代理人の死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ない場合（15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代（1）特殊事情の解釈等の場合）のほか、主任技術者及び監理技術者の「専任」を要しない工事現場の場合がある。
ただし、主任技術者及び監理技術者の「専任」を要する工事現場においても、次のいずれかの要件を満たし、請負契約の的確な履行を阻害しないと監督員が判断できるときは、現場代理人の途中交代を認めるものとする。

なお、受注者は、いずれの場合にあっても、工事の継続性等を確保するとともに、請負契約の的確な履行を確保しなければならない。

ア 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

イ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点

ウ ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合（工期が2年以上の工事で、現場代理人として1年以上継続して従事した場合）

エ 現場代理人と主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が兼任している場合（ただし、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として留任する必要がある）

オ 若手職員（35歳未満）へ交代する場合（ただし、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は留任する必要がある）※オは、H27.5.1以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

(2) 途中交代の手続き

受注者は、監督員との協議の結果、現場代理人の途中交代が認められたときは、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に対し、変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

共通仕様書 第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

1.選任通知

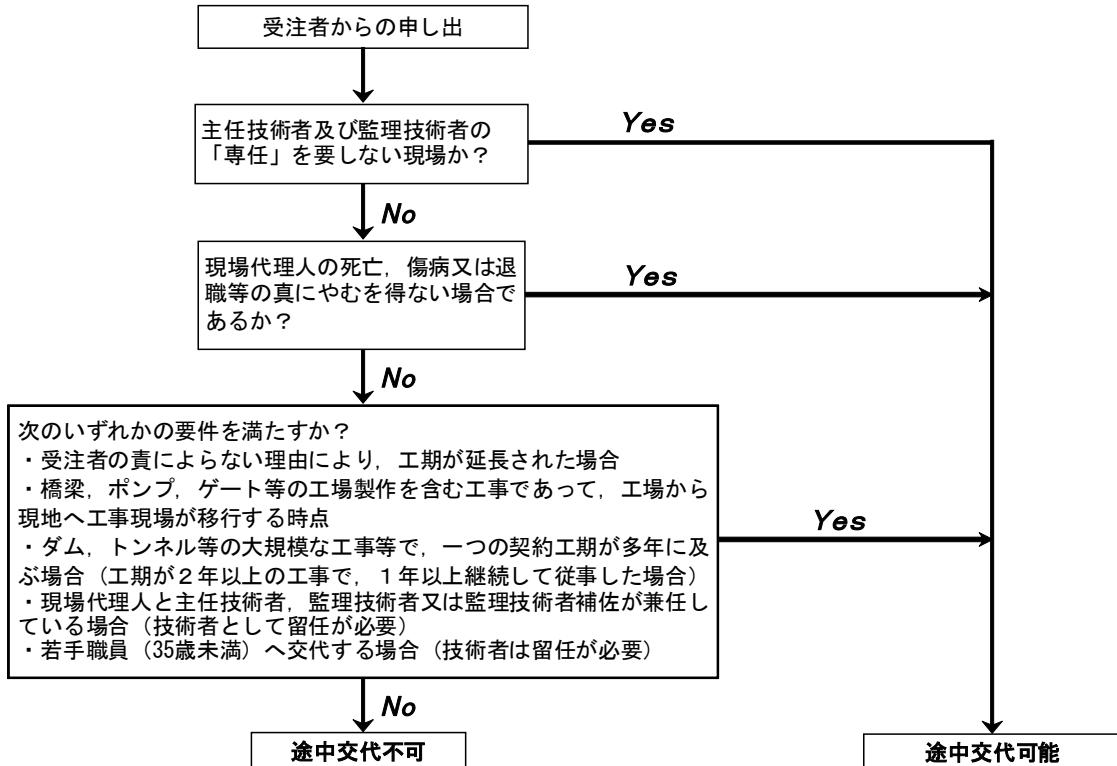
(1) 略

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

(3) 途中交代とその評価

徳島県の総合評価落札方式では、配置予定技術者の評価項目において、主任技術者等だけでなく、現場代理人として従事した工事現場の施工経験及び工事成績評定点についても評価している。ただし、その評価は、原則として、工期の2分の1を超える期間従事した場合に限定しているため、途中交代したときには、従事期間によりその施工経験等を評価されないときがある。

(4) フロー図（現場代理人の途中交代）



1.5 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代

県土整備部では、総合評価落札方式を適用し契約した建設工事において、配置予定技術者として評価した主任技術者、監理技術者及び専任特例2号の工期途中での交代について、この工事における入札及び契約手続きの公平性を確保する観点から、原則として、認めていない。ただし、主任技術者等の死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ない場合（以下「**特殊事情**」という。）が発生したときは、次のとおり取り扱うものとする。

なお、監理技術者から専任特例2号への変更あるいは専任特例2号から監理技術者への変更是、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置する場合、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

(1) 特殊事情の解釈等

- ア 死亡の場合とは、受注者の提出した医師の診断書等により確認できることをいう。
- イ 入院等の場合とは、傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できることをいう。ただし、この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるときを除くものとする。

なお、発注者は、入院等の場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させができるものとする。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしないものとする。

また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは、入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。

- ウ 退職の場合とは、死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により

確認できることをいう。

エ 工期延伸の場合とは、天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。

(2) 特殊事情の取扱い

①～⑤までについては、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）における配置予定技術者が1名の場合等、配置可能な別の技術者の記載がないときの取扱いである。

① 申請書の提出期間の取扱い

申請書を提出した者は、配置予定技術者を変更しようとするときは、提出締切日時までに配置予定技術者を変更した申請書を再提出するものとする。

② 申請書締切から入札までの期間の取扱い

申請書を提出した者は、申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を辞退しなければならない。

なお、辞退申請書の提出が無いときは、欠席として扱うものとする。

③ 入札から開札までの期間の取扱い

入札書を提出した者は、申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を無効とする。

④ 開札から落札決定までの期間の取扱い

入札書を提出した者は、申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を失格とする。

なお、落札候補者として決定された者は、落札者の決定の前後で、その後の取扱いが大きく異なるため、申請した技術者を配置させることができないときは、落札候補者決定通知の後、直ちに入札執行機関へ連絡しなければならない。また、入札執行機関は、遅滞なく文書提出を依頼し、その文書を受理するまで落札決定を保留するものとする。

⑤ 落札決定から契約締結までの期間の取扱い

ア 死亡、入院等及び工期延伸の場合

落札者は、申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、発注者と契約を結ぶことができないものとする。ただし、入札公告において「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格（以下「同等以上の資格」という。）及び入札時に配置予定技術者として評価された同等以上の得点（以下「同等以上の評価」という。）を有する者をこの工事に配置できるときは、発注者と契約を結ぶことができるものとする。

なお、いずれの場合においても、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さないものとする。

イ 退職の場合

落札者は、申請した技術者を配置させることができないため、発注者と契約を結ぶことができないものとする。

なお、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さないものとする。

⑥ 契約締結以降の取扱い

ア 死亡、入院等及び工期延伸の場合

(ア) 発注者は、受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。

なお、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、次の方法により工事成績評定点を減点するものとする。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。

また、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱うものとする。

なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な取扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しないものとする。

工事成績評定における減点方法

総合評価における当初技術者の評価点 A

変更技術者の落札決定時における評価点 B

工事成績評定点の減点値 = (A - B) / A × 13点

減点値は小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

・・・・(式1)

(イ) 発注者は、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、約款第60条に基づく協議により、この契約を終了し、出来高部分等を精算するものとする。

イ 退職の場合

(ア) 発注者は、受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。

なお、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、1回の入札参加資格制限及び式1の方法により工事成績評定点を減点するものとする。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。

(イ) 発注者は、同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不能の取り扱いとし、約款第44条第1項第4号に基づき契約を解除し、出来高部分等を精算するものとする。また、2回の入札参加資格制限及び約款第51条第2項に基づき請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事及び低入札工事の請負契約にあっては、10分の3）に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(3) その他の取扱い

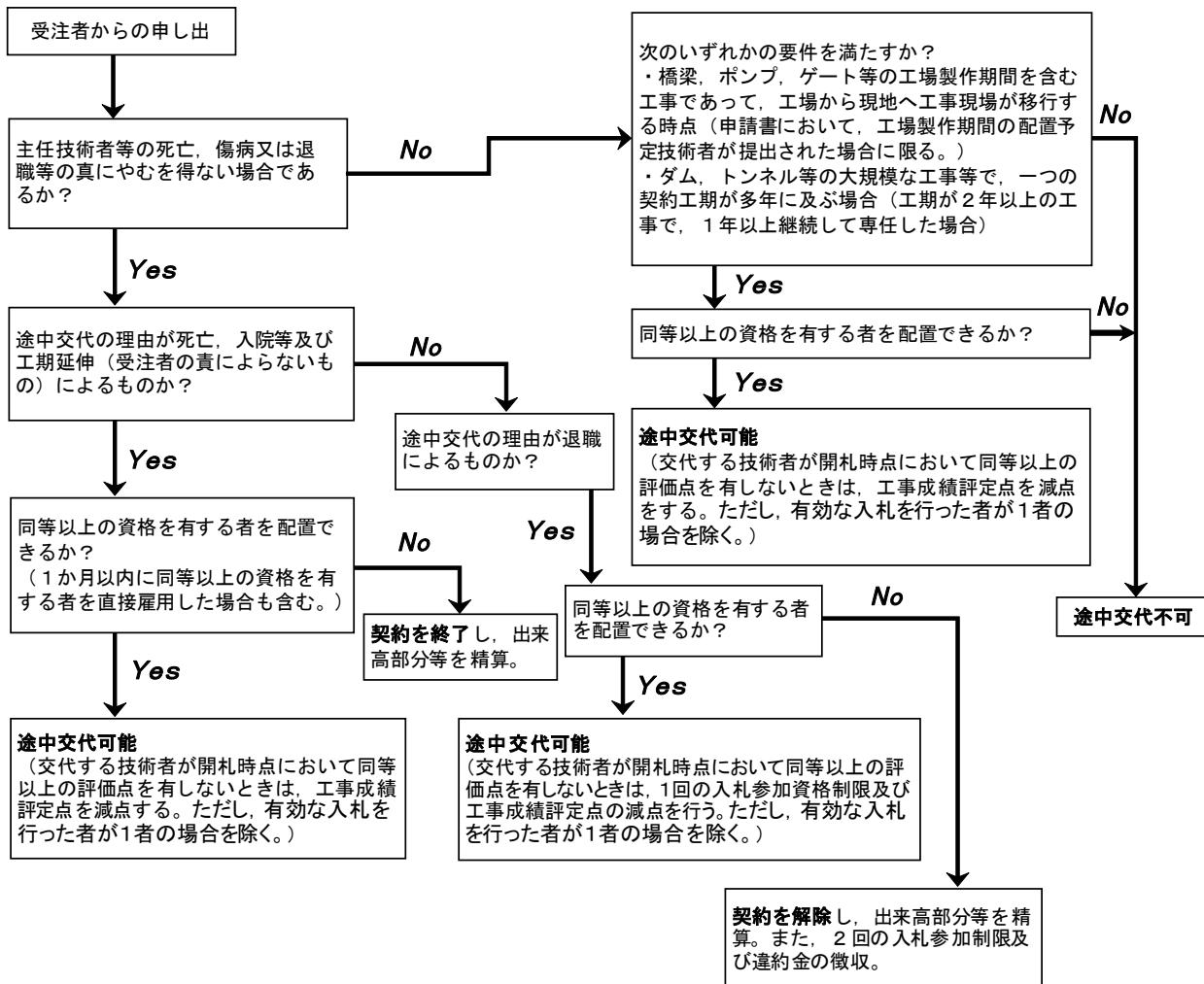
特殊事情の場合の他、次のいずれかに該当する場合についても、途中交代を認める。

ア 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作期間を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点（申請書において、工場製作期間の配置予定技術者が提出された場合に限る。）

イ ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合※（交代の時期が一定の区切りと認められるほか、同等以上の資格を有する者を配置できる場合に限る。なお、交代する技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、式1の方法により工事成績評定点を減点するものとする。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。また、受注者は、工事の規模、難易度に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性を確保しなければならない。）

※工期が2年以上の工事で、主任技術者等として1年以上継続して専任した場合

(4) フロー図（総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代【契約締結以降の取扱い】）



1.6 價格競争における専任の主任技術者の途中交代

県土整備部では、施工管理をつかさどる主任技術者の工期途中での交代について、建設工事の適切な施工を阻害する恐れがあることから、価格競争落札方式を適用し契約した建設工事においても、慎重かつ必要最小限としている。このため、受注者は、専任の主任技術者の途中交代が必要になったときは、監督員と協議し、認められなければならない。

なお、この途中交代を認める要件としては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 特殊事情※の取扱い

(※特殊事情は、15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代 (1) 特殊事情の解釈等を参照。)

ア 死亡、入院等及び工期延伸の場合

(ア) 発注者は、受注者が主任技術者に必要となる一定の施工実務及び一定の資格を有する者（以下「有資格者」という。）をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。ただし、入札公告において「入札に参加する者に必要な資格」として他の要件を求めているときは、その要件と同等以上の資格を必要とする。

また、受注者が1か月以内に有資格者を直接雇用したときは、同様に扱うものとする。

なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例

外的な取扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しないものとする。

- (イ) 発注者は、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、約款第60条に基づく協議により、この契約を終了し、出来高部分等を精算するものとする。

イ 退職の場合

(ア) 発注者は、受注者が有資格者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。

(イ) 発注者は、有資格者と交代できないときは、工事続行不能の取り扱いとし、約款第44条第1項第4号に基づき契約を解除し出来高部分等を精算するものとする。

なお、受注者に対し、約款第51条第2項の規定により、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収するものとする。

また、受注者に対し、1回の入札参加資格制限を行うものとする。

(2) その他の取扱い

特殊事情以外の場合においては、途中交代を認める要件として、次のいずれかに該当するときがある。ただし、交代の時期が一定の区切りと認められるほか、交代前後の技術力が同等以上に確保されると監督員が判断できる場合とし、受注者は、工事の規模、難易度に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性を確保しなければならない。

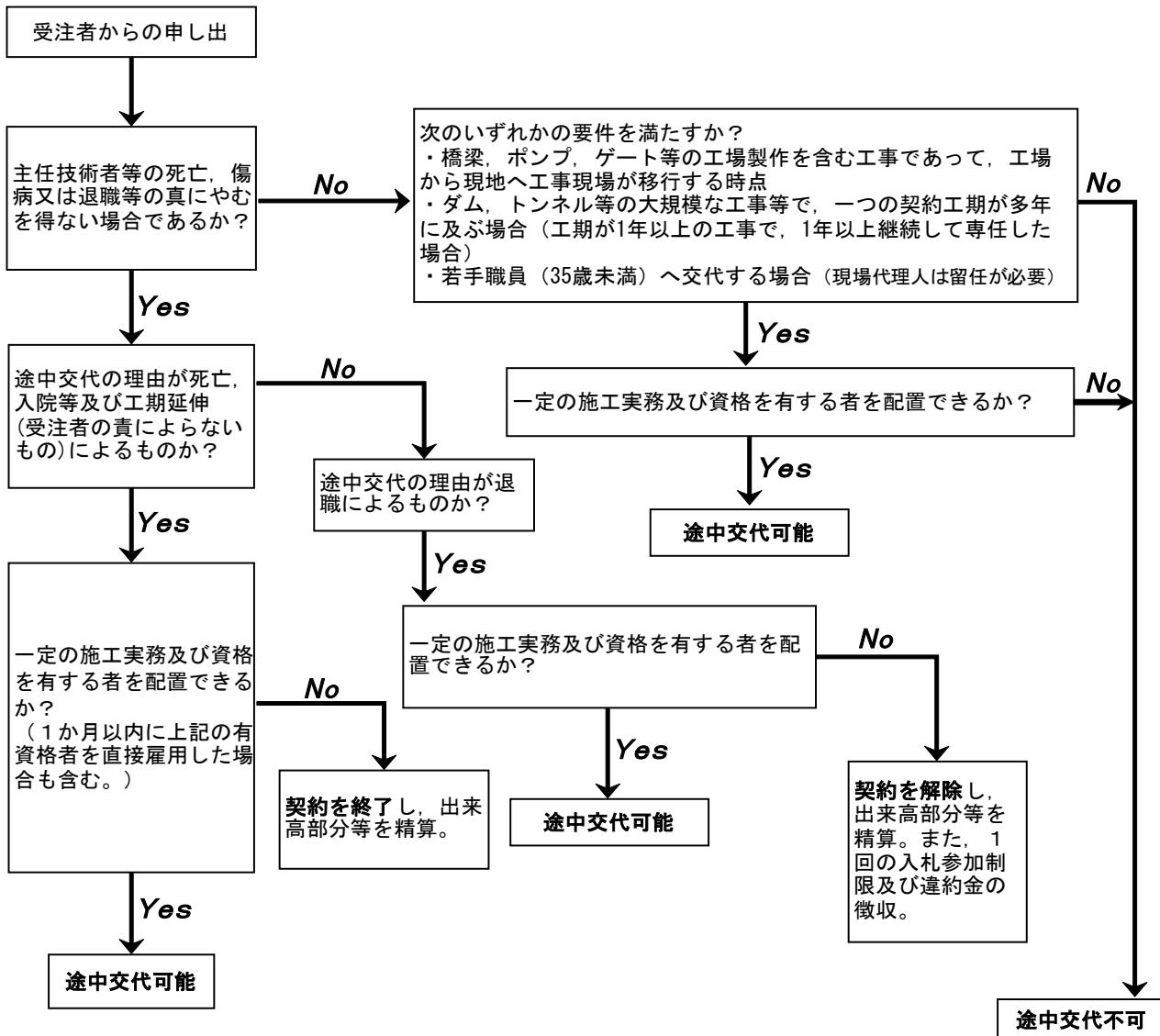
ア 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点

イ ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合（工期が2年以上の工事で、主任技術者等として1年以上継続して専任した場合）

ウ 若手職員（35歳未満）へ交代する場合（ただし、現場代理人は留任する必要がある）

※ウは、H27.5.1以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

(3) フロー図（価格競争における専任の主任技術者の途中交代【契約締結以降の取扱い】）



17 主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の途中交代

(1) 途中交代の要件

国土整備部では、主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の工期途中での交代について、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限としている。このため、受注者は、主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の途中交代が必要になったときは、監督員と協議し、認められなければならない。

この途中交代を認める要件としては、技術者の死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ない場合（15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代（1）特殊事情の解釈等の場合）のほか、次のいずれかの要件を満たし、請負契約の的確な履行を阻害しないと監督員が判断できるときは、技術者の途中交代を認めるものとする。

なお、受注者は、いずれの場合にあっても、工事の継続性等を確保するとともに、請負契約の的確な履行を確保しなければならない。

- ア 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- イ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点
- ウ ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合（工期が2年以上の工事で、主任技術者等として1年以上継続して従事した場合）
- エ 若手職員（35歳未満）へ交代する場合（ただし、現場代理人は留任する必要がある）
※エは、H27.5.1以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

(2) 途中交代の手続き

受注者は、監督員との協議の結果、技術者の途中交代が認められたときは、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に対し、変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

共通仕様書 第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

1.選任通知

(1) 略

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

4.低入札技術者

略

内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

5.監理技術者補佐

略

内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

18 名札の着用等

受注者は、現場における現場代理人及び主任技術者等の確認を容易にし、工事現場の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人並びに主任技術者等に氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。

なお、名札の標準様式は、**20 様式集（P50）**に記載のとおりとする。ただし、必要事項が確認でき、現場代理人及び主任技術者等であることが容易に確認できるときは、別様式でかまわぬものとする。

また、監理技術者又は専任特例2号は、名札とは別に監理技術者資格者証を携帯しなければならない。

共通仕様書 第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

3.名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。以下 略

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

6 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

19 工事関係者に関する措置請求

県土整備部では、工事現場の適切な施工体制の確保のため、「工事現場における施工体制の

点検の結果等により、工事関係者の職務の執行が著しく不適当と認めたときは、局長等に報告しなければならない。

発注者は、受注者又は現場代理人に対して措置請求する必要があると認められるときは、不適当と認められるものの実態に応じて必要な措置を判断し、その理由を明示した書面により請求しなければならない。ただし、現場代理人に関する措置請求のときは、現場代理人に対して措置請求することはできない。

なお、措置請求には、工事関係者が日常的な契約履行に関する指示に度々従わない場合に不適当な行為等を繰り返さないための是正措置の指示のほか、工事関係者の途中交代を含むものである。

約款 第12条（工事関係者に関する措置請求）

発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者（以下「主任技術者等」という。）を兼任する現場代理人にあっては、主任技術者等の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者であって現場代理人を兼任しないものその他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 以下 略

共通仕様書 第1編 1-1-36（工事関係者に対する措置請求）

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注または監督員は、主任技術者（監理技術者若しくは監理技術者補佐）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

【改定履歴】

H25.1 策定	H31.5 改定	R4.4 改定
H25.4 改定	R1.7 改定	R5.1 改定
H26.1 改定	R1.9 訂正	R5.5 改定
H26.3 改定	R1.12 改定	R6.5 改定
H27.5 改定	R2.4 改定	R6.7 改定
H28.7 改定	R3.2 改定	R7.2 改定
H30.7 改定	R3.5 改定	R7.10 改定

20 様式集

○ 現場代理人及び主任技術者等選任通知書	3 9
○ 監理技術者補佐選任通知書	4 0
○ 低入札工事の専任配置技術者選任通知書	4 1
○ 配置技術者誓約書【一部改定】	4 2
○ 主任技術者兼務届	4 5
○ 現場代理人兼務届	4 6
○ 監理技術者兼務届	4 8
○ 人員の配置を示す計画書	4 9
○ 名札の標準様式	5 0

現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

(発注者)

殿

令和 年 月 日

受注者 住所
氏名

次のとおり現場代理人及び主任技術者または監理技術者等を選任しましたので通知します。

1 工事名等

工事名		開札年月日	令和 年 月 日
工事箇所		契約年月日	令和 年 月 日

2 現場代理人

氏名(生年月日)	(. . 生)
現場代理人の委任除外権限	

現場代理人の
顔写真を貼付

現場代理人

主任技術者または
監理技術者の
顔写真を貼付

主任(監理)技術者

3 主任技術者または監理技術者

技術者の区分	技術者の専任性		
<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> 専任	<input type="checkbox"/> 兼任	<input type="checkbox"/> 専任特例1号
<input type="checkbox"/> 主任技術者	<input type="checkbox"/> 専任	<input type="checkbox"/> 兼任	<input type="checkbox"/> 専任特例1号
氏名(生年月日)	(. . 生)		
資格			
登録番号または資格者証番号			
雇用年月日			
営業所の専任技術者 <u>(すべて記載すること)</u>	建設工事の種類	氏名	生年月日
			(. . 生)
			(. . 生)
			(. . 生)
経営業務の管理責任者	-		(. . 生)

(注) 1 には、当該工事に該当する一方をチェックまたは塗りつぶすこと。

監理技術者及び主任技術者の専任性の欄は、請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事または入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事は「専任」とし、それ以外の工事は「兼任」とする。

2 現場代理人及び主任技術者または監理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等（写しでも可））を提示すること。ただし、現場代理人については、原則として請負対象金額が200万円未満を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができる。

<直接的な雇用関係> 主任技術者等と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

<恒常的な雇用関係> 入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者等は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である（当面は、鋼構造物維持修繕工事（鋼構造物工事で新設工事以外の修繕工事等）において配置する専任の主任技術者等に限り、開札日時点で所属建設企業と雇用関係にあることで足りるものとする）。

3 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ並びに第15条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入すること。資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写し（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の公布日より半年程度）は合格通知書の写しで可）を、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

4 下請金額の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる工事については、監理技術者を選任し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しをそれぞれ表、裏とも添付すること。

5 監理技術者が「兼任」の場合は、別に定める「監理技術者補佐選任（変更）通知書」を提出すること。

6 営業所の専任技術者氏名欄には、許可を受けた業種毎に各営業所に配置されたすべての技術者について記載すること。

7 この選任通知書は、総合評価落札方式の場合には、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合には契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出すること。

なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出すること。

8 監理技術者及び主任技術者が「専任特例1号」の場合は、別に定める「人員の配置を示す計画書」の写しを提出すること。

監理技術者補佐選任（変更）通知書

令和 年 月 日

（発注者） 殿

受注者 住 所
氏 名

次のとおり監理技術者補佐を選任しましたので通知します。

1 工事名等

工事名		開札年月日	令和 年 月 日
工事箇所		契約年月日	令和 年 月 日

2 監理技術者補佐

氏名（生年月日）	(. . 生)	監理技術者補佐 の顔写真を貼付
資格		
登録番号又は資格者証番号		
雇用年月日		

- （注）
- 監理技術者補佐とは、監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する技術者をいう。
 - 選任した監理技術者補佐は、当該工事現場に専任配置すること。
 - 監理技術者補佐と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等（写しでも可））を提示すること。
＜直接的な雇用関係＞ 監理技術者補佐と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存続することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
 - ＜恒常的な雇用関係＞ 監理技術者補佐は、開札日以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
 - 資格欄には、次の①又は②のいずれかに該当する資格を記入すること。
①当該工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者。
②建設業法第15条第2号イ、ロ及びハに該当する者。
資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写し（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書の写しで可）を、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。
 - この選任通知書は、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出すること。
なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出すること。

低入札工事の専任配置技術者選任（変更）通知書

令和 年 月 日

（発注者） 殿

受注者 住 所
氏 名

次のとおり低入札工事の専任配置技術者を選任しましたので通知します。

1 工事名等

工事名		開札年月日	令和 年 月 日
工事箇所		契約年月日	令和 年 月 日

2 低入札工事の専任配置技術者

氏名（生年月日）	(. . 生)	技術者の 顔写真を貼付 専任配置技術者
資格		
登録番号または資格者証番号		
雇用年月日		

- (注) 1 低入札工事の専任配置技術者とは、低入札価格調査制度に基づく、低入札価格調査基準価格を下回って契約締結する工事に増員配置する技術者をいう。
2 専任で増員する技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等（写しでも可））を提示すること。
 <直接的な雇用関係> 専任で増員する技術者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存続することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
 <恒常的な雇用関係> 専任で増員する技術者は、開札日以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
3 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入すること。
 資格が、建設業法第7条第2号ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写し（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書の写しで可）を、建設業法第7条2号イ、ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。
4 この選任通知書は、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出すること。
 なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出すること。

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定技術者が専任を要する主任技術者等又は現場代理人として他の工事に従事している場合

配置技術者誓約書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住所

商号又は名称
代表者名

落札候補者となっている工事（1）で申請（「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」を提出）している配置予定技術者は、現在、他の工事（2）に従事していますが、（1）の工事の契約日までに（2）の技術者の配置が可能であることを誓約します。

（1）落札候補者となっている工事

工事名	
配置予定技術者名	

（2）配置予定技術者が従事している他の工事

発注者名	
工事名	
契約金額（税込み）	
現契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

- ・契約は、入札公告（共通事項：「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等）で規定している期間内に締結される。
- ・配置技術者の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。
 - ②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。
- ※ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。
- ・（2）の工事が、誓約のとおり技術者の配置が可能であることを確認できる工事しゅん工承認書や技術者台帳（原本）、C O R I N S 登録データ等を（1）の工事の契約日までに提出しなければならない。
- ・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定技術者が専任を要しない主任技術者として他の工事に従事している場合

配置技術者誓約書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(落札候補者名)

住所

商号又は名称
代表者名

落札候補者となっている工事（1）で申請（「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を提出）している配置予定技術者は、現在、他の工事（2）に従事していますが、（1）の工事着手日の前日までに（2）の技術者の配置が可能であることを誓約します。

（1）落札候補者となっている工事

工事名	
配置予定技術者名	

（2）配置予定技術者が従事している他の工事

発注者名	
工事名	
契約金額（税込み）	
現契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告（共通事項：「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等）で規定している期間内に締結される。

・「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。ただし、工事着手日指定契約方式については、測量を除く。）の初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

・配置技術者の取扱いは、次のとおりとする。

①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。

②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。

※ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。

・複数の工事に従事している場合は、落札候補者となっている工事の工事着手日の前日までに完了する工事について記載すること。

・配置予定技術者が従事する期間は契約工期であり、工事着手日以降は専任することが基本となる。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

【適用】落札候補者となっている時点で、配置予定監理技術者補佐が他の工事に従事している場合（当面の運用）

配置技術者誓約書（監理技術者補佐用）

令和 年 月 日

（発注者） 殿

（落札候補者名）

住 所

商号又は名称

代表者名

落札候補者となっている工事①（又は工事①と監理技術者を兼務させる他の工事③）で申請（「監理技術者補佐選任（変更）通知書」を提出）している配置予定監理技術者補佐は、現在、他の工事②（又は④）に従事していますが、①の工事の契約日までに②（又は④）の監理技術者補佐の配置が可能であることを誓約します。

（1）落札候補者となっている工事①

工 事 名	
配置予定監理技術者補佐名	
他 工 事 へ の 従 事	※従事していない場合は（2）の記載不要

（2）工事①の配置予定監理技術者補佐が従事している他の工事②

発 注 者 名	
工 事 名	
契 約 金 額 （税込）	
現 契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

（3）監理技術者を兼務させる他の工事③

工 事 名	
配置予定監理技術者補佐名	
他 工 事 へ の 従 事	※従事していない場合は（4）の記載不要

（4）工事③の配置予定監理技術者補佐が従事している他の工事④

発 注 者 名	
工 事 名	
契 約 金 額 （税込）	
現 契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※特に次のことに留意して誓約すること

・契約は、入札公告（共通事項：「落札者の決定等に関する事項」、「契約締結手続」等）で規定している期間内に締結される。

・監理技術者補佐の取扱いは、次のとおりとする。

①しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日までとする。

②しゅん工検査が工期内となる場合は、しゅん工承認日までとする。

※ただし、修補工事となる場合は修補工事が完了し、工事しゅん工承認書記載のしゅん工承認日までとする。

・（2）又は（4）の工事が、誓約のとおり監理技術者補佐の配置が可能であることを確認できる工事しゅん工承認書や技術者台帳（原本）、C O R I N S 登録データ等を（1）の工事の契約日までに提出しなければならない。

・主任技術者等の配置義務に関し、建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等の対象となることがある。

・監理技術者補佐を設置する工事が、工事着手日指定契約方式の場合は、「工事の契約日」を「工事着手日の前日」に、工事着手日選択契約方式の場合は、「工事の契約日」を「技術者等の配置を開始する日の前日」と読み替えるものとする。

【適用】令和6年5月1日以降に入札公告または指名通知する工事（当面の運用）（様式1）

主 任 技 術 者 兼 務 届

令和 年 月 日

（発注者） 殿

(受注者名)

住 所

商号または名称

代表者名

次の工事に係る主任技術者を兼務配置したいので届出します。

工期の始期が早い順に上から記載

主任技術者	氏名		生年月日	令和 年 月 日
			連絡先	

工事①

発注機関名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：東部県土整備局または各総合県民局県土整備部の各庁舎管内		
当初請負代金額			
建設工事の種類			
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

工事②

発注者名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：東部県土整備局または各総合県民局県土整備部の各庁舎管内		
当初請負代金額			
建設工事の種類			
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

※ 本届は、各工事の契約事務担当者または監督員に提出すること。

現 場 代 理 人 兼 務 届

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住 所

商号または名称

代表者名

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出します。

なお、工事の施工に当たり、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行います。

また、関係法令等を遵守し、安全管理および工程管理に留意します。

現場代理人	氏名	生年月日	令和 年 月 日
		連絡先	

工期の始期が早い順に上から記載

工事① ※8			
発注機関名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：※4, ※8		
当初請負代金額	申請可能な金額：4,500万円未満 ※8 (4,500万円以上においても適用可能) ※7		
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員等名			
工事② ※8			
発注者名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：※4, ※8		
当初請負代金額	申請可能な金額：4,500万円未満 ※8 (4,500万円以上においても適用可能) ※7		
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員等名		連絡先	
工事③ ※8			
発注者名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：※4, ※8		
当初請負代金額	申請可能な金額：4,500万円未満 ※8 (4,500万円以上においても適用可能) ※7		
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員等名		連絡先	

※1 各工事の主任監督員等と協議の上、記入すること。

※2 発注機関が異なる場合は、各工事の当初請負代金額及び建設工事の種類が分かる資料（入札公告書等）を添付すること。

※3 現場代理人の連絡体制の不備、工事に関する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合は、監督員と協議し、現場代理人の変更手続きを行うこと。

※4 同一市町村内（平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内）または工事間直線距離が10km以内。

※5 当初請負代金額は、消費税を含むので注意すること。

※6 本届は、各工事の監督員等に提出すること。

※7 兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靭化」のため、同一河川で実施する河川工事、又は、工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事は、請負代金額の上限額の適用を除外することはできないので注意すること。

※8 営業所の専任技術者または経営業務の管理責任者を現場代理人に配置する場合は、次の兼務要件となるので注意すること。

①兼務可能な件数：徳島県が発注する2つの工事

②申請可能な場所：営業所と工事現場が同一市町村内（平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内）または営業所と工事間直線距離が10km以内

③申請可能な金額：4,500万円未満（建設業法第26条第3項に該当しない工事であること）

【適用】区画線工事、舗装工事、標識設置工事（交通安全施設工事）、(様式3)
 照明灯工事（電気設備工事）、電気通信工事（当面の運用）
現場代理人兼務届

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住 所

番号または名称

代表者名

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出します。

なお、工事の施工に当たり、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行います。

また、関係法令等を遵守し、安全管理および工程管理に留意します。

現場代理人	氏名		生年月日	令和 年 月 日
			連絡先	

工期の始期が早い順に上から記載

工事①

発注機関名				
工事名				
路線名等				
工事箇所				
当初請負代金額				申請可能な金額：2,000万円未満
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
現場稼働日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
主任監督員名				

工事②

発注機関名				
工事名				
路線名等				
工事箇所				
当初請負代金額				申請可能な金額：2,000万円未満
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
現場稼働日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
主任監督員名		連絡先		

- ※1 現場稼働日については、各工事の主任監督員と協議の上、記入すること。
- ※2 工程の変更等により、現場代理人の工事現場への常駐に支障がでる場合は、監督員と協議し、現場代理人の変更手続きを行うこと。
- ※3 当初請負代金額は、消費税を含むので注意すること。
- ※4 本届は、県内全域で兼務を認める工事（区画線工事、舗装工事、標識設置工事（交通安全施設工事）、照明灯工事（電気設備工事）、電気通信工事）に適用する。

【適用】令和7年2月1日以降に入札公告または指名通知する工事（当面の運用）様式6

監理技術者兼務届

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住所

商号または名称

代表者名

次の工事に係る技術者を専任特例2号として兼務配置したいので届出します。

専任特例2号	氏名		生年月日	令和 年 月 日
			連絡先	

工期の始期が早い順に上から記載

工事①				
発注機関名				
工事名				
路線名等				
工事箇所	申請可能な場所：東部県土整備局または各総合県民局の各局管内			
当初請負代金額				
建設工事の種類				
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
監理技術者補佐	氏名		保有資格	

工事②				
発注機関名				
工事名				
路線名等				
工事箇所	申請可能な場所：東部県土整備局または各総合県民局の各局管内			
当初請負代金額				
建設工事の種類				
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
監理技術者補佐	氏名		保有資格	

※ 本届は、各工事の契約事務担当者または監督員に提出すること。

※ 同一の監理技術者が、専任特例1号を活用した工事と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

【適用】令和6年12月13日以降に専任特例1号を適用する工事

令和 年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
------	----------	---	----------	--

建設業者	名称(イ ^{※2})			
	所在地(イ)			
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名(ロ)			
	所属営業所名(ロ)			
一日平均の法定外労働時間(ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事1	工事名称(ニ(1))					
	工事現場所在地(ニ(1))					
	契約締結営業所(ニ(1))	名称				
		所在地				
	建設工事の内容(ニ(2))					
	請負代金の額(ニ(3))					
	移動時間(ニ(4))					
	下請次数(ニ(5))					
	工事現場の施工体制の確認方法(ニ(7))					
	情報通信機器(ニ(8))					
連絡員(ニ(6))	氏名					
	所属会社					
	実務の経験	工事名称	期間			
		年	月	～		
		年	月	～		
	※実務の経験は1年以上である必要	合計	年	月		

建設工事2	工事名称(ニ(1))			
	所在地(ニ(1))			
	建設工事の内容(ニ(2))			
	請負代金の額(ニ(3))			
	移動時間(ニ(4))			
	下請次数(ニ(5))			
	工事現場の施工体制の確認方法(ニ(7))			
	情報通信機器(ニ(8))			
	連絡員(ニ(6))	氏名		
		所属会社		
連絡員(ニ(6))	実務の経験	工事名称	期間	
		年	月	～
		年	月	～
	※実務の経験は1年以上である必要	合計	年	月

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上

名札の標準様式

ア 現場代理人又は監理技術者補佐の場合

現場代理人		写真	5 cm以上
氏 名			
会社名			
工事名			

9 cm以上

イ 現場代理人と監理技術者が兼任の場合

現場代理人 監理技術者		写真	5 cm以上
氏 名			
会社名			
工事名			

9 cm以上

ウ 現場代理人と主任技術者が兼任の場合

現場代理人 主任技術者		写真	5 cm以上
氏 名			
会社名			
工事名			

9 cm以上

2 1 参考資料

○法令集	5 2
○建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて	5 7
○持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）	5 9
○企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について	6 3
○官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）	7 2
○監理技術者制度運用マニュアル	7 4
○主任技術者等の専任期間 【一部改定】	9 5
○現場代理人及び主任技術者等の兼務	9 6
○専任の主任技術者が県工事以外の工事と兼務できる場合の例	9 8
○専任特例を活用した場合の例	9 9
○監理技術者が兼務できる場合（専任特例 2 号）の例 【一部改定】	1 0 1
○営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務	1 0 3
○現場代理人の兼務について（参考資料）	1 0 4
○特定専門工事における主任技術者の配置（参考資料）	1 0 6
○当マニュアルに関連する通知文（県土整備部関係）	1 0 8

主任技術者となり得る資格（建設業法第7条第2号ハに該当する者）（1／3）

資格区分		建設業の種類																																								
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解												
建設業法	建設業登録証明書	一級 建設機械施工技士		○			○							○																												
		二級 建設機械施工技士(第1種～第6種)		○				○						○																												
		一級 土木施工管理技士		○				○	○				○	○	○		○								○		○															
		二級 土木施工管理技士(土木)		○				○	○			○	○	○										○		○																
		二級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)															○																									
		二級 土木施工管理技士(薬液注入)							○																																	
		一級 建築施工管理技士		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
		二級 建築施工管理技士(建築)		○																																						
		二級 建築施工管理技士(躯体)			○	○					○	○	○																													
		二級 建築施工管理技士(仕上げ)			○	○	○	○		○			○			○	○	○	○	○	○	○	○																			
		一級 電気工事施工管理技士								○																																
		二級 電気工事施工管理技士								○																																
		一級 管工事施工管理技士									○																															
		二級 管工事施工管理技士									○																															
		一級 電気通信工事施工管理技士																																								
		二級 電気通信工事施工管理技士																																								
		一級 造園施工管理技士																																								
		二級 造園施工管理技士																																								
建築士法	免許証	一級 建築士		○	○			○		○	○							○																								
		二級 建築士		○	○			○		○									○																							
		木造建築士			○																																					
技術士法	登録証	建設・総合技術監理(建設)		○			○		○				○			○	○																									
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		○			○		○		○		○	○	○																											
		農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)		○			○																																			
		電気電子・総合技術監理(電気電子)								○																																
		機械・総合技術監理(機械)																																								
		機械「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理(機械「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」)								○																																
		上下水道・総合技術監理(上下水道)								○																																
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)								○																																
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		○			○							○																												
		森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																																								
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		○			○																																			
		衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)									○																															
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									○																															
		衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)								○																																
電気工事士法	免状	第一種 電気工事士								○																																
		第二種 電気工事士(合格後実務経験3年必要)								○																																
電気事業法	免状	電気主任技術者(第1種～第3種)(合格後実務経験5年必要)									○																															
電気通信事業法	資格者証	電気通信主任技術者(合格後実務経験5年必要)																																								
水道法	免状	給水装置工事主任技術者(合格後実務経験1年必要)									○																															
消防法	免状	甲種消防設備士																																								
		乙種消防設備士																																								

主任技術者となり得る資格（建設業法第7条第2号ハに該当する者）（2／3）

資 格 区 分		建 設 業 の 種 類																																	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解					
職業能	建築大工			○																															
	左官				○																														
	型枠施工			○		○																													
	とび・とび工					○																							○						
	コンクリート圧送施工					○																													
	ウェルポイント施工						○																												
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管											○																							
	給排水衛生設備配管											○																							
	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工											○																							
	タイル張り・タイル張り工												○																						
	築炉・築炉工・れんが積み											○																							
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工										○		○																						
	石工・石材施工・石積み										○																								
	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」)・製罐											○																							
	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)												○																						
	工場板金																	○																	
	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)											○	○						○																
	建築板金・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)											○							○																
	板金・板金工・打だし板金																	○																	
	かわらぶき・スレート施工											○																							
	ガラス施工																		○																
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○																
	建築塗装・建築塗装工																		○																
	金属塗装・金属塗装工																		○																
	噴霧塗装																		○																
	路面標示施工																		○																
	畳製作・畳工																			○															
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表工具																		○																
	熱絶縁施工																			○															
	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																																	○	
	造園																																	○	
	防水施工																			○															
	さく井																																		○

(等級区分
が2級の場
合は、合格
後3年以上
の実務経験
を要する。
ただし
H16.4.1時
点で合格し
ていた者は
実務経験1
年以上で
可)

主任技術者となり得る資格（建設業法第7条第2号ハに該当する者）（3／3）

資格区分	建設業の種類																			
	土建	大工	左官	と石工	屋電	管タ	鋼筋	ほし板	ガラス	塗装	内装	機械	絶縁	通信	開閉	井戸	工具	水道	消音	清掃
地すべり防止工事士（合格後実務経験1年必要）				○														○		
基礎ぐい工事				○																
建築設備士（合格後実務経験1年必要）						○	○													
計装（合格後実務経験1年必要）						○	○													
解体工事																			○	
登録電気工事基幹技能者							○											○		
登録橋梁基幹技能者					○				○											
登録造園基幹技能者																		○		
登録コンクリート圧送基幹技能者					○															
登録防水基幹技能者																	○			
登録トンネル基幹技能者					○															
登録建設塗装基幹技能者																○				
登録左官基幹技能者			○																	
登録機械土工基幹技能者				○																
登録海上起重基幹技能者											○									
登録PC基幹技能者				○					○											
登録鉄筋基幹技能者										○										
登録圧接基幹技能者										○										
登録型枠基幹技能者	○																			
登録配管基幹技能者								○												
登録鳶・土工基幹技能者				○																
登録切断穿孔基幹技能者				○																
(※2) 登録内装仕上工事基幹技能者															○					
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																	○			
登録エクステリア基幹技能者			○	○				○												
登録建築板金基幹技能者					○									○						
登録外壁仕上基幹技能者	○													○	○					
登録ダクト基幹技能者						○														
登録保温保冷基幹技能者																○				
登録グラウト基幹技能者			○																	
登録冷凍空調基幹技能者							○													
登録運動施設基幹技能者			○							○								○		
登録基礎工基幹技能者				○																
登録タイル張り基幹技能者								○												
登録標識・路面標示基幹技能者			○											○						
登録消火設備基幹技能者																			○	
登録建築大工基幹技能者	○														○					
登録硝子工事基幹技能者																				
建設業法施行規則第7条の3第1号に掲げる者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者を定める件（H17.12.16国土交通省告示第1424号）に該当する者																			

※1：民間資格の証明書類は次のとおり。

- 地すべり防止工事士 → 認定証明書
- 建築設備士 → 登録証
- 一級計装士 → 合格証書

※2：建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、单一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

監理技術者となり得る資格（建設業法第15条第2号イ又はハに該当する者）

資 格 区 分		建 設 業 の 種 類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建 設 業 法	合 格 証 明 書	一級 建設機械施工技士	○			○						○																					
		一級 土木施工管理技士	○			○	○				○	○	○		○								○		○	○							
		一級 建築施工管理技士		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		一級 電気工事施工管理技士							○																								
		一級 管工事施工管理技士								○																							
		一級 電気通信工事施工管理技士																	○														
		一級 造園施工管理技士																	○														
建築士法	免 許 証	一級 建築士		○	○			○		○	○							○															
技 術 士 法	登 録 証	建設・総合技術監理(建設)	○			○		○			○	○								○					○								
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	○			○		○		○	○	○	○							○					○								
		農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)	○		○																												
		電気電子・総合技術監理(電気電子)							○											○													
		機械・総合技術監理(機械)																		○													
		機械「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理(機械「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」)								○										○													
		上下水道・総合技術監理(上下水道)								○										○													
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)								○											○	○											
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	○		○						○																						
		森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																			○												
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	○		○																○												
		衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)								○																							
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)								○											○												
		衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)								○												○											
その 他		建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(H元.1.30建設省告示第128号)に該当する者	○	○						○	○	○	○	○							○												

建設業法第七条第二号イに規定する学科

則第一条 建設業法第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。	
許可を受けようとする建設業 (表 上欄)	学 (表 下欄)
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

国總建第155号
平成13年5月30日

都道府県主管部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の
直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである（「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」平成六年十二月二十八日建設省経建発第三百九十五号、最終改正平成十二年三月二十二日）。

一方、建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業（出向先企業）へ転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業（出向元企業）からの出向社員となる場合がある。

このうち、出向先企業が出向元企業からの出向社員を工事現場に主任技術者又は監理技術者として置こうとする場合であって、当該出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内の間に限り、当該出向社員と出向先企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

また、工事現場において、監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者と所属建設業者との間の雇用関係を確認する場合に、建設工事を請け負った建設業者と当該工事現場に配置された監理技術者が交付を受けている監理技術者資格者証に記載された所属建設業者が異なるときには、健康保険被保険者証等による出向元企業との雇用関係の確認に加え、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、当該監理技術者と出向先企業との雇用関係を確認されたい。

Q 1 出向元企業が許可を受けた建設業を廃止して、廃止された建設業を出向先企業が行うこととなるが、出向元企業が廃止した建設業以外の建設業の許可を受けている場合、出向先企業は、出向元企業からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができますか。

A 1 出向先企業は、出向元企業が廃止した建設業に係る建設工事を請け負う場合、工事現場に主任技術者又は監理技術者として出向元企業からの出向社員を置くことができますが、廃止していない建設業に係る建設工事を請け負う場合は、出向先企業は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員を主任技術者又は監理技術者として置く必要があります。

Q 2 出向元企業からの出向社員を出向先企業で監理技術者として置くことが可能である場合について、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 2 営業譲渡又は会社分割による出向元企業からの出向社員については、当該社員が交付を受けている監理技術者資格者証の所属建設業者の変更は行いません。

なお、この場合には発注者支援のためのデータベース・システムによって当該社員の雇用関係を確認すると、当該社員は所属建設業において疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者について、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、出向先企業が工事現場に置く社員であるか否か確認することとなります。

国 土 建 第 357 号
平成 28 年 12 月 19 日

地方整備局等建設業担当部長 あて
都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の
直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によつて雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

一方、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が持株会社化により企業集団を形成し、これと一体となって経営を行うことによつて、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例がある。

このような企業集団については、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 14 年 4 月 16 日付け国総建第 97 号）により、企業集団に属する建設業者に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法について定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知について、下記のとおり改めたので通知する。

記

平成 20 年国土交通省告示第 85 号（以下単に「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企

業集団に属するものに限る。) である建設業者への出向社員を当該建設業者が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該建設業者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該建設業者が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団に属する親会社又はその子会社(当該建設業者を除く。)がその下請負人(当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。)となる場合は、この限りでない。

この取扱いに当たっては、当該出向社員の雇用関係を健康保険被保険者証等により確認するほか、当該出向社員の出向元である親会社と出向先であるその子会社との関係を告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面により確認するとともに、当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人を施工体制台帳等により確認することとする。

(参考)

○持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いに関する
Q & A

Q 1 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱い
のポイントについて教えてください。

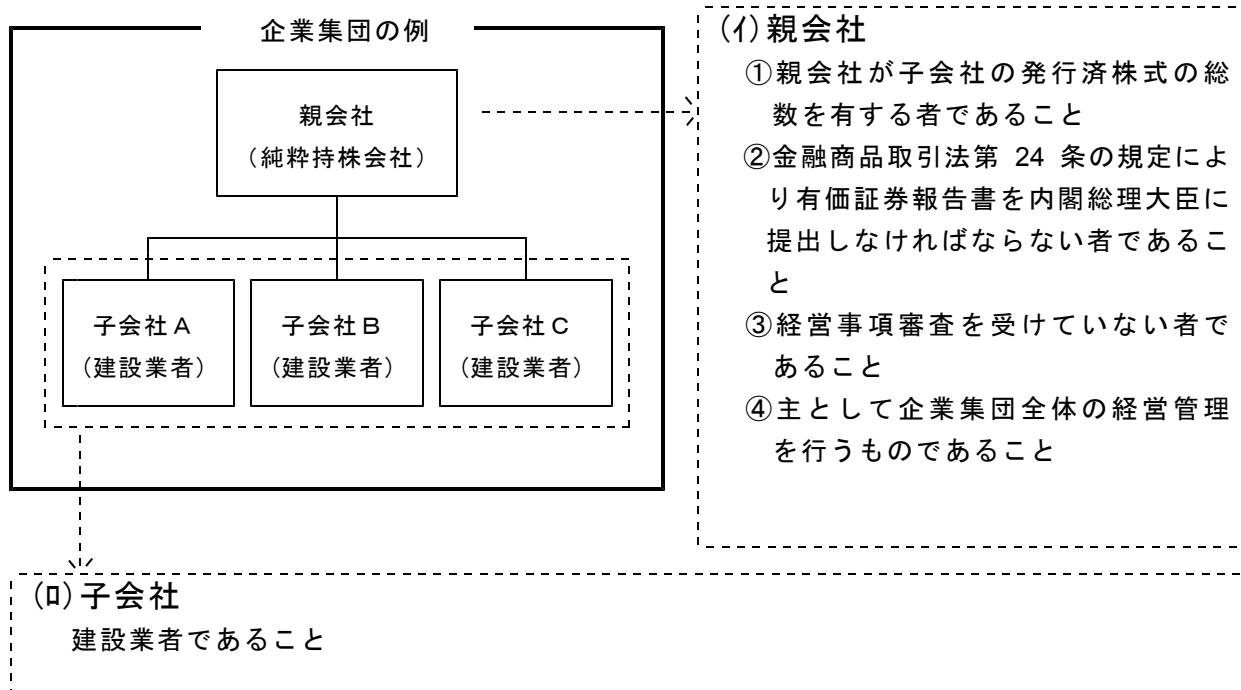
A 1 国土交通大臣の認定を受けた企業集団において、親会社（純粋持株会社）
からその子会社（100%子会社である建設業者）への出向社員が当該子会社
の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるもの
です。

なお、国土交通大臣の認定を受けた企業集団とは、「建設業法第27条の23
第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日國
土交通省告示第85号」附則6の規定により認定を受けた企業集団です。

この企業集団は、おおむね次のようにになります。

【企業集団】

- (1) (イ)のいずれにも該当する親会社及び(ロ)のいずれにも該当する子会社から構成さ
れること
- (2)建設業者である子会社が全て含まれること
- (3)親会社、子会社が他の企業集団に属していないこと
- (4)企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合であること



Q 2 子会社は同じ企業集団に属する他の子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。

A 2 子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、他の子会社からの出向社員を監理技術者等として置くことはできません。

Q 3 出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。

A 3 子会社がその請け負った建設工事において親会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に当該子会社の親会社又は当該子会社と同じ企業集団（国土交通大臣の認定を受けた企業集団）に属する他の子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

Q 4 親会社からの出向社員を子会社が監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 4 親会社から子会社への出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社（出向元の会社）又は子会社（出向先の会社）が有する国土交通大臣の認定を受けた企業集団であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、子会社が監理技術者として工事現場に置くことができる社員であるか否かを確認することとなります。

国不建技第291号
令和6年3月26日

地方整備局等建設業担当部長 殿
都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長

企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の
取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。

一方で、これまで「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号、以下「旧通知」という。)により、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について定め、運用を行ってきたところである。

今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを下記1. のとおり定めたので通知する。なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社とその連結子会社の間の出向社員に関して一定の要件を設定していることを踏まえ、旧通知における取り扱いについても、下記2. に定めるとおり一部改正し継続するものとする。

本通知は令和6年4月1日より適用し、旧通知は廃止する。

記

1. 企業集団内の出向社員を監理技術者等として配置する場合(3ヶ月後等配置可能型)
(1)直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件
会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」とい

う。)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第22号に規定する連結子会社(以下「連結子会社」という。)からなる企業集団(一の親会社である場合に限る、以下「企業集団」という。)^(注)に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

ただし、国、地方公共団体及び公共法人等^{*1}が発注する建設工事(以下「公共工事」という。)における元請の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日等^{*2}以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。また、公共工事以外の工事における元請の監理技術者等及び全ての工事における下請の主任技術者に、企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、所属建設業者から入札の申込のあった日等^{*2}以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

※1:公益法人等:法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社

※2:指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日、公共工事以外の工事で入札等を行わない場合には見積書の提出のあった日

注:親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象。2.において同じ。

(2)配置可能であることの確認

企業集団内の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。(様式1-1参照)また、当該書類は事後的に確認できるよう、建設業法40条の3に規定する帳簿の保存期間と同期間保存しておくこととする。

- 1)出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
- 2)出向であることを証する書類(出向契約書、出向協定書等)
- 3)一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類

- ① 有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合：
・有価証券報告書(親会社及び当該連結子会社が確認できる部分抜粋)
- ② ①で確認ができない場合：以下すべて
 - ・事業報告書又は連結計算書類(親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋)
 - ・会計監査人による監査報告書(会計監査人が明示されている部分の抜粋)
- ③ ①及び②で確認ができない場合：以下すべて
 - ・有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類(親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋)
 - ・連結子会社一覧(様式1-2参照)
- ④ ①～③で確認ができない場合：
①～③の書類と同程度に客觀性が確保されると判断される書類

2. 親会社及びその連結子会社の間の出向社員を監理技術者等として配置する場合(即時配置可能型)

(1)直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件

企業集団に属する親会社とその連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の建設業者が当該出向社員を監理技術者等として配置する建設工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社がその下請負人(当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。)となる場合は、この限りでない。

なお、次の1)から6)までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による確認(以下「企業集団確認」という。)を受けなければならないものとする。

- 1)一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。
- 2)親会社及び連結子会社が建設業者であること。
- 3)2)の連結子会社がすべて1)の企業集団に含まれる者であること。
- 4)親会社又はその連結子会社(その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

5)親会社又はその連結子会社が、既に本通知2.（旧通知含む）による取扱いの対象となっていないこと。

(2)配置可能であることの確認

親会社及びその連結子会社の間の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。

- 1)出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
- 2)出向であることを証する書面(出向契約書、出向協定書等)
- 3)企業集団確認書
- 4)施工体制台帳等(出向社員を監理技術者等として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないことを確認する。)

(3)企業集団確認書の申請

企業集団確認の申請手続きを行う者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

1)企業集団確認の申請は、様式2-1の例による「企業集団確認申請書(以下「申請書」という。)」に次に掲げる書類を添付して、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に提出しなければならない。

イ 次に掲げるいずれかの書類

(イ) 親会社が有価証券報告書提出会社である場合は、申請時の親会社、連結子会社、非連結子会社の体制(以下「会社体制」という。)における①の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①及び②の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①有価証券報告書

②①作成時から変更となった会社体制がわかる資料(当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、有価証券報告書の監査人の確認を受けた書類等)

(ロ)親会社が有価証券報告書提出会社以外である場合は、申請時の会社体制における①及び②の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①、②及び③の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①及び②を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①会計監査人の監査を受けた、会社法第435条第2項に規定する事業報告

②会計監査人の監査を受けた、会社法第444条第1項に規定する連結計算書類等で事業報告時点のもの

③①作成時から変更となった会社体制がわかる資料(当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、会計監査人の確認を受けた書類等)

□ 親会社及びその連結子会社の建設業の許可の通知書の写し

2) 1)の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。

3) 1)の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。

4) 企業集団確認の手続きは、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において行う。

5) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長は、当該申請者に対して、様式2-2の例による企業集団確認書を交付する。

6) 当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から3年とする。なお、旧通知に基づき交付されている確認書のうち、有効期限が令和6年4月1日以降となっているものについては、交付済みの確認書に記載の有効期限に2年を加えた日までを有効期限とする。

7) 当該企業集団確認書の有効期間内に記載内容の変更がある場合は、親会社は国土交通省不動産・建設経済局建設業課に速やかに変更内容を報告することとする。なお、変更後の内容では企業集団確認の要件を満たしていない場合は、変更があった時点で当該企業集団確認書は無効とする。

3. その他

(1) 企業集団確認書を取得している企業集団であっても、1. を適用することは可能である。

(2) 本通知にかかる書類は、電磁的方法によって作成・保存することができるものとする。

以上

(様式1-1)
令和〇年〇月〇日

出向社員に関する証明について

所 在
商 号
代表者
〔 担当者氏名:
連絡先:xxx-xxxx-xxxx]

主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐に配置を予定している出向社員について、令和6年3月26日付け国不建技第291号1.(2)(3ヶ月後等配置可能型の要件)に適合していることを下記の証明書類にて証明いたします。

記

配置予定技術者名 ○○○○

(1) 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係の確認

確認書類	
□健康保険被保険者証	□その他(○○)

(2) 出向であることの確認

出向先で3ヵ月間以上雇用※1	出向開始日	確認書類
□3ヵ月以上	令和〇年〇月〇日	□出向契約書 □その他(○○)

※1 「公共工事の元請の場合の親子間」及び「連結子会社間」の出向は、入札日から3ヵ月以上出向先に雇用されていることを確認

(3) 出向元および出向先の会社が一の親会社とその連結子会社からなる企業集団に属していることの確認

① 親会社

商号／所在	出向元／先	確認書類※2
商号:○○○○ 所在:○○○○	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書 □連結計算書類 □その他(○○)

※2 親会社が記載されている頁を抜粋

② 連結子会社(出向社員に関する会社のみ記載)

商号／所在	出向元／先	確認書類※3
商号:○○○○ 所在:○○○○	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書(監査報告書を併せて添付)※4、※5 □連結計算書類(監査報告書を併せて添付)※4 □その他(連結子会社一覧※6)
商号:○○○○ 所在:○○○○	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書(監査報告書を併せて添付)※4、※5 □連結計算書類(監査報告書を併せて添付)※4 □その他(連結子会社一覧※6)

※3 当該連結子会社が確認できる頁を抜粋(有価証券報告書:「関係会社の状況」欄等、事業報告書:「重要な子会社及び関連会社の状況」欄等、連結計算書類:連結注記表等)

※4 事業報告書又は連結計算書類の場合は、会計監査人の監査報告書(監査人が分かれる頁)を併せて添付

※5 当該連結子会社が親会社の連結であることが確認出来る場合は連結子会社の事業報告書でも可

※6 有価証券報告書等で当該連結子会社が省略されている場合は、連結子会社一覧にて証明(様式1-2参照)も可

(様式1-2)
令和〇年〇月〇日

連結子会社一覧

所 在
商 号
代表者

「出向社員に関する証明について」にかかる確認書類(有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等)において、出向元または出向先の会社が省略されているため、連結子会社一覧を下記のとおり証明いたします。

記

No.	会社名	所在
1	国交建設	東京都千代田区霞が関2-1-3

(会計監査人氏名及び連絡先)

会計監査人氏名:〇〇〇〇

連絡先:〇〇〇〇

※確認書類(有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等)において連結子会社が一部省略されており、出向元または出向先の会社が記載されていない場合のみ作成。

(様式 2-1)
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認申請書

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長 殿

所 在
商 号
代表者
担当者
連絡先 xxx-xxxx-xxxx
]

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合していることについての確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(1)企業集団を構成する会社

①親会社

商 号	所 在	許可番号	経営事項審査
A 社		00-00000	受

②連結子会社のうち、建設業許可を取得している全ての会社

商 号	所 在	許可番号	経営事項審査
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

(2)非連結子会社のうち建設業許可を取得している全ての会社

商 号	所 在	許可番号	経営事項審査
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

以上の申請内容を承認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所 在
商 号
代表者
担当者
連絡先 xxx-xxxx-xxxx
]

※ (1) の企業集団に属する各社の承認が必要

所 在
商 号
代表者
担当者
連絡先 xxx-xxxx-xxxx
]

(様式2-2)
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認書

商 号
代表者

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長
(公 印 省 略)

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合することの確認をしたので確認書を交付する。この確認書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。なお、記載内容の変更がある場合は、速やかに報告することとし、当該要件に該当しない変更があった場合は無効とする。

記

(1)企業集団を構成する会社

①親会社

商 号	所 在	許可番号	経営事項審査
A 社		00-00000	受

②連結子会社

商 号	所 在	許可番号	経営事項審査
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

(2)非連結子会社

商 号	所 在	許可番号	経営事項審査
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

※(1)の会社において、在籍出向したものを工事の監理技術者等として配置した場合は、(1)及び(2)に記載された企業と下請契約を締結することは出来ない。

以 上

地方整備局等建設業担当部長 殿
都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は
主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合や主任技術者については、健康保険被保険者証等により確認を行っているところである。

官公需適格組合(以下、「組合」という。)の組合員から組合への在籍出向者たる監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及び確認方法等については、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)により定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知を廃止し、下記のとおり定めたので通知する。なお、本通知は監理技術者等の取扱い等について定めるものであり、従来からの官公需適格組合の施工方式等を変更するものではない。

本通知による事務取扱いは、令和5年4月1日より適用する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとして取り扱う場合

組合及び当該組合の組合員のうち次に掲げる(1)の要件に適合するものについて、組合が元請として受注した工事において、組合員から組合への在籍出向者(以下単に「在籍出向者」という。)を監理技術者等として配置し、(2)の要件に基づき施工を行う場合は、当該組合と当該在籍出向者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

(1)組合及び組合員の要件

1)組合が次のいずれにも該当すること。

①建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項の建設業者(以下単に「建設業者」という。)であること。

②官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領(61企庁第834号)による官公需適格組合の証明を受けた者であること。

2)組合員が次のいずれにも該当すること。

- ①建設業者であること。
- ②建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていないこと。
- ③主たる営業所の所在地(以下、「所在地」という。)が組合の所在地と同一都道府県内にあること。

(2)施工時の要件

施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。なお、当該組合に属さない建設業者と下請契約を締結することは差し支えない。

2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いを受ける監理技術者等を配置する工事について、その配置の適正性を確認する必要がある場合は、それぞれ次に掲げる事項を、次に掲げる書類等により確認するものとする。

(1)監理技術者等の雇用関係について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等と出向元の組合員との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

②確認書類等

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等

(2)監理技術者等の出向先の組合について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等の出向先の組合が、官公需適格組合の証明を受けた建設業者でありかつ出向元をその組合員の一つとするものであること。

②確認書類等

組合の建設業の許可の通知書及び中小企業庁により認可を受けた官公需適格組合の証明書並びに官公需適格組合員一覧

(3)監理技術者等の出向元の組合員について

①確認事項

所在地が組合の所在地と同一都道府県内にある建設業者であり、経営事項審査を受けないこと。

②確認書類等

組合員の建設業の許可の通知書、経営事項審査結果の公表の許可番号検索((一財)建設業情報管理センターのホームページ)等

(4)施工方式について

①確認事項

在籍出向者を監理技術者等として配置する建設工事の下請負人に当該組合の組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)が含まれていないこと。

②確認書類等

施工体制台帳(施工体制台帳による確認ができない場合は、下請契約書等の書類)

○監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 7 年 1 月 28 日国不建技第 147 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

目 次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二一一 工事外注計画の立案
 - 二一二 監理技術者等の設置
 - 二一三 監理技術者等の職務
 - 二一四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、建設業法二十六条第三項第二号を適用する場合には、当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（1）建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できること、不適正な施工があつたとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネージメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、

建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

(2) 建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならぬこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならぬ（法第二十六条第一項及び第二項、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号、以下「令」という。）第二条）。
- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならぬこととされており（法第二十六条第三項第二号）、また、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2)に限る。（令第二十九条）
 - 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
 - 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。
- ④ 公共性のある工作物等に関する重要な工事の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、法第二十六条第三項ただし書においてその特例が設けられており、本マニュアルでは、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第一号による場合を「専任特例1号」、同項第二号による場合を「専任特例2号」という。

(3) 本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあっては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（1）工事外注計画と下請契約の予定額

① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等とにより施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となるか否か的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（2）下請契約について

① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。

「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」

「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に對して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

二二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（1）監理技術者等の設置における考え方

① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、そ

の施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。)において、元請又は上位下請(以下「元請等」という。)が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請(建設業者である下請に限る。)の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千五百万円未満のもの(下請契約が2以上あるときは合計額)が対象となる(法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十一条)。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる(法第二十六条の三第七項)。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣(いわゆる偽装請負)と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体(甲型)などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。)を採用した工事又は余裕期間を設定した工事(発注者が余裕期間(発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう)の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事)においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

(2) 共同企業体における監理技術者等の設置

- ①建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならぬこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。(専任特例の場合を除く。)
- ②一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。(専任特例の場合を除く。)
- ③いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあっては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技

術者を設置すべきである。

④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例2号の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的な内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。

② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

① 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてそ

の職務に従事することをいう。以下同じ。) を行う場合を含む。) して専らその職務に従事することが求められている。

② 以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。なお、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、1)～3)の併用はできない。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（法二十六条の五）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 三（監理技術者等の専任）（2）①1)～7)を満たしていること。なお、三（2）①2）について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三（2）①6）ロについては、所属する営業所の名称を加え、三（2）①6）ニ（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1) の要件を全て満たすこと（三（2）①1）は除く）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、専任特例2号の場合の監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元

請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。専任特例2号の場合の監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、監理技術者の指導監督の下、監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者（専ら複数工種のマネージメント）
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施

工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下、「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりは無いことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証、住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認が必要である。

（1）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

(2) 直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。直接的な雇用関係は、資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更の届出又は新たな資格者証の交付を受けなければならない（建設業法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三十四第一項及び第十七条の三十六第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、①に記載の資料により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、追加の資料提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができる必要があり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、(2) ①に記載の資料の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
- 1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百五十七号）
 - 3) 企業集団内の出向社員係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二十六日付、国不建技第二百九十号）
 - 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和五年三月十三日付、国土建第六百一号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設等に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

専任特例2号の場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ①主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）（法第二十六条第三項）。
- ②「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上のものをいう（令第二十七条第一項）。
- 1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
 - 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
 - 3) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
 - 4) 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する

基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

③ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が九千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求める。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1／2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である九千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求ることとする。

④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮す

べきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

⑤ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。

また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないよう留意する必要がある。

（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

① 専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。（規則第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。（規則第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。（規則十七条の二第一項第三号）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認

するための措置を講じていること。（規則十七条の二第一項第四号）なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。（規則第十七条の二第一項第五号、第二項）

- イ 当該建設業者の名称及び所在地
- ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
- ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- ニ 各建設工事に係る次の事項
 - (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
 - (ニ) 工事現場間の移動時間
 - (ホ) 下請次数
 - (ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（規則第十七条の三）なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができる場合はこの要件に該当しない。

8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。（令第三十条）なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。

② 専任特例2号については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐（一（2）③参

照) を専任で置かなければならない (法二十六条第三項第二号)。

なお、監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている (法第二十六条第四項、令第三十条)。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる (法第二十八条第一項第五号)。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる (令第二十七条第二項)。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2)の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

④ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円 (建築一式工事の場合は八千万円) 以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円 (建築一式工事の場合は九千万円) 以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。(専任特例の場合を除く。) なお、本項を適用した場合は一の工事現場との考え方となるため、①～③の特例を併用することは可能である。

- ⑤ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(3) 監理技術者等の専任期間

- ① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内での他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

- ③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間1)から4)のうち、2)（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（専任特例の場合を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（1）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- ① 専任の監理技術者（専任特例の場合を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

（2）資格者証に関する規定

- ② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。
- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十五）、様式は図－1に示すものとなっている（監理技術者と専任特例の場合の監理技術者の資格者証は同じ）。

- 1) 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所
- 2) 最初に資格者証の交付を受けた年月日
- 3) 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
- 4) 交付を受ける者が有する監理技術者資格
- 5) 建設業の種類
- 6) 資格者証交付番号
- 7) 資格者証の有効期間の満了する日
- 8) 所属建設業者名
- 9) 監理技術者講習を修了した場合はその旨

（3）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（専任特例の場合の監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日

の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。

- ② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ①建設工事に関する法律制度
 - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－2に示すものとなっており（規則第十七条の十一）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合には、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（1）施工体制台帳の整備

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合は除く、入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを拒んではな

らない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（2）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。（法第四十条）
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（専任特例1号の場合には情報通信技術を利用している旨、専任特例2号の場合は監理技術者補佐を配置している旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図-3の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、

建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。

- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図－1 資格者証の様式

(表面)

氏名			年	月	日	生		
住所								
写 真	初回交付	年	月	日	交付	年	月	日
		交付番号	第				号	
監理技術者資格者証								
令和 年 月 日 まで有効								
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者								
所属建設業者				許可番号				
有する 資格								
建設業の種類	土建大工と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解							
有・無								

印

← 85.47ミリメートル以上 →
85.72ミリメートル以下

↑
53.92ミリメートル以上
54.03ミリメートル以下

↓

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－2 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－3 工事現場に掲げる標識の様式

建設業の許可票		
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号
許可年月日		

← 35cm以上 →

↑
25cm以上
↓

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

主任技術者等の専任期間

主任技術者等が専任すべき期間は、契約工期が基本となるが、県土整備部発注工事では、以下により運用する。

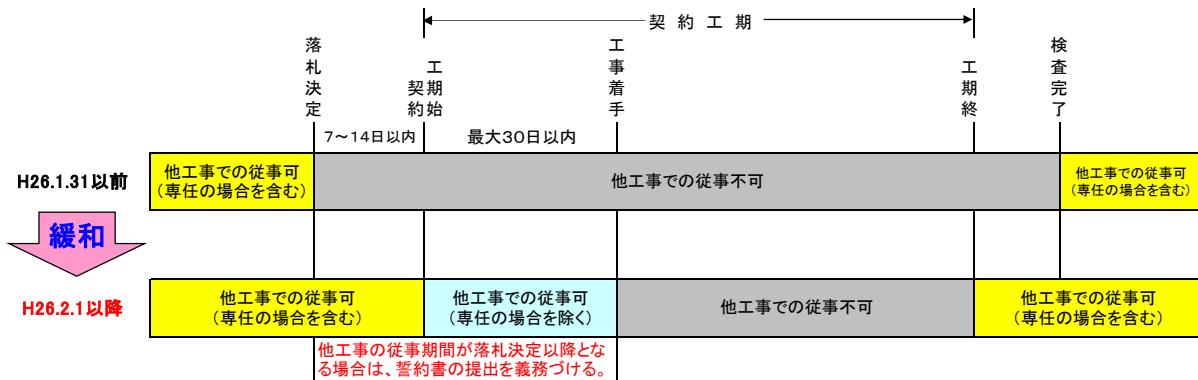
●H26.1.31以前

落札決定通知日の翌日～しゅん工承認日

●H26.2.1以降(運用を緩和)

契約工期(工期始期日～工期終期日)

※落札候補者となっている時点で、他の工事に従事している場合は、「配置技術者誓約書」の提出が必要
 ※工事着手日(最大30日)までは、専任を要しない他の工事の主任技術者等に従事可能
 ※工期内に工事が完了する場合は、しゅん工承認日の翌日以降は他の工事に従事可能



(注1)契約工期内であっても、工場製作のみの期間、一時中止期間は専任を要しない。

(注2)他の兼務要件を満たす場合は、他の工事に従事可能。

現場代理人及び主任技術者等の兼務

I 専任特例を活用しない場合

【適用表】

適用	位置関係	主な適用条件
1	同一場所	現場代理人の兼務の条件明示をした場合に限る。
2	近隣場所等	一体性が認められ、1つの工事とみなせる場合に限る。 当初工事以外の契約が随意契約の場合に限る。
3	同一旧市町村内 または工事間直線距離が10km以内	
4	同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)	
5	県内	当初請負額2,000万円未満の区画線工事等に限る。

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

※営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについては、P103参照のこと。

1 同一場所の工事の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事 I	工事 II		⇒	兼務届
主任技術者	A	A		⇒	必要
現場代理人	A	A		⇒	必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・隣接する工事(庁舎を跨いで隣接する場合を含む)に限る。
- ・現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示した場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

2 複数の工事を一つの工事とみなせる場合

複数の工事の現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を兼務できる。

	工事 I	工事 II(随契)	工事 III(随契)	⇒	兼務届
主任技術者 (監理技術者)	A	A	A	⇒	不要
現場代理人	A	A	A	⇒	不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせる場合に限る。
- ・当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

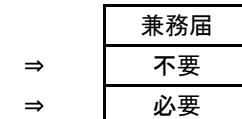
- ・複数の工事の下請金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ・複数の工事の請負代金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合は、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

3 同一旧市町村内又は工事間直線距離が10km以内の工事の場合

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】 3つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円未満	4,500万円未満
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A



※いずれかの工事が変更契約により4,500万円以上となっても、原則、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。ただし、営業所の専任技術者等が現場代理人及び主任技術者に従事した場合を除く。

【ケース2】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円以上
主任技術者	A	A
現場代理人	A	B



※工事Ⅱの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

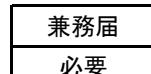
【ケース3】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上
主任技術者	A	B
現場代理人	A	B

または

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上
主任技術者	A	A
現場代理人	B	C

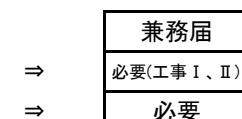
⇒



※工事ⅠまたはⅡの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【ケース4】 3つの工事の現場代理人となっている者は、2つの工事の主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ(河川)	工事Ⅱ(河川)	工事Ⅲ(河川)
請負代金額	4,500万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上
主任技術者	A	A	B
現場代理人	A	A	A



※工事ⅠまたはⅡの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【適用条件】

- ・兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靭化」のため、同一河川において実施する河川工事、又は、工事間直線距離が1km以内の工事に限る。

※上表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

4 同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
主任技術者	A	B
現場代理人	A	B

または

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
主任技術者	A	A
現場代理人	B	C

⇒

兼務届
必要※

※工事Ⅰ及びⅡとともに
請負代金額が4,500万
円未満の場合は不要

【適用条件】

- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

5 区画線工事等の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
主任技術者	A	A
現場代理人	A	A

兼務届
不要
必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・徳島県が発注する2つの工事。
ただし、徳島県の県土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。
 - ・工事の種類が区画線工事、舗装工事、標識設置工事（交通安全施設工事）、照明灯工事（電気設備工事）、電気通信工事。
 - ・当初請負代金額が2,000万円未満の工事。
 - ・県内全域に適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

●専任の主任技術者が県工事以外の工事と兼務できる場合の例

【徳島県が発注する工事以外の工事との兼務を認める要件】

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
例：同一の場所又は近接した場所等で、一体性若しくは連続性が認められる場合

- ## ②施工にあたり相互に調整を要する工事

・資材の調達を一括で行う場合

工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工す

県工事同士は、相互に調整を
要する一事にして取扱う

①工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事の例



II 専任特例を活用した場合の例 専任特例1号が兼務できる場合の例

【適用条件】

専任特例1号は、専任をする工事を兼務することが可能であり、適用については、次の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。(詳細はP21を参照)

①	各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。 工事途中で1億円を超えた場合は主任技術者又は監理技術者(以下、技術者)を工事毎に専任で配置しなければならない。
②	工事現場間の距離が同一の技術者が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場間の片道移動時間がおおむね2時間以内であること。
③	注文者から数えて下請次数が3次以内であること。 工事途中に下請次数が3次を超える場合は技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
④	連絡員を工事現場に配置すること。
⑤	技術者が情報通信技術(CCUS等)を利用し、施工体制(遠隔から現場作業員の入退場)を確認できる措置を講じていること。
⑥	人員の配置を示す計画書(以下、配置計画書)を現場に備え置くこと。
⑦	映像及び音声の送受信が可能なWeb会議システム等の機器を設置していること。
⑧	工事現場の兼務数は2を超えないこと。

1 同一旧市町村内又は工事間直線距離が10km以内の工事の場合

【ケース1】 専任をする工事を兼務する場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額	4,500万円以上1億円未満	
専任特例1号	A	A
現場代理人	B	C
連絡員	B	C

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【留意事項】

- 連絡員の配置要件については、必ず「11 専任をする技術者の工事現場の兼務」を参照すること。

【ケース2】 専任を要しない工事と専任をする工事を兼務する場合

	工事Ⅰ(専任要しない)	工事Ⅱ(専任をする)
請負代金額	4,500万円未満	4,500万円以上1億円未満
専任特例1号	A	A
現場代理人	B	C
連絡員	B	C

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【留意事項】

- 連絡員の配置要件については、必ず「11 専任をする技術者の工事現場の兼務」を参照すること。
- 専任を要しない工事についても上記「適用条件」②～⑦を満たす必要がある。

2 同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額	4,500万円以上1億円未満	
専任特例1号	A	A
現場代理人	B	C
連絡員	B	C

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【留意事項】

- ・連絡員の配置要件については、必ず「11 専任をする技術者の工事現場の兼務」を参照すること。

監理技術者が兼務できる場合(専任特例2号)の例【当面の運用】

監理技術者は、2つの工事を兼務できる。

	工事 I	工事 II	
専任特例2号	A	A	兼務届 必要
現場代理人	B	C	
監理技術者補佐	B	C	

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・東部県土整備局または各総合県民局の各局管内の2つの工事。
- ・「徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事」または「国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事」であること。
- ・低入札工事でないこと。
- ・監理技術者補佐を工事 I、工事 II にそれぞれ専任で配置できること。 等

【留意事項】

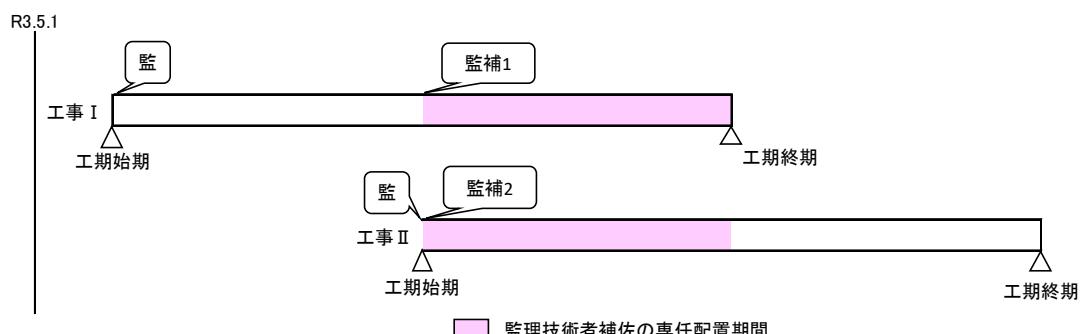
※専任特例2号と現場代理人は兼任できない。

※同一の技術者が専任特例2号の現場と専任特例1号の現場を兼務することはできない。

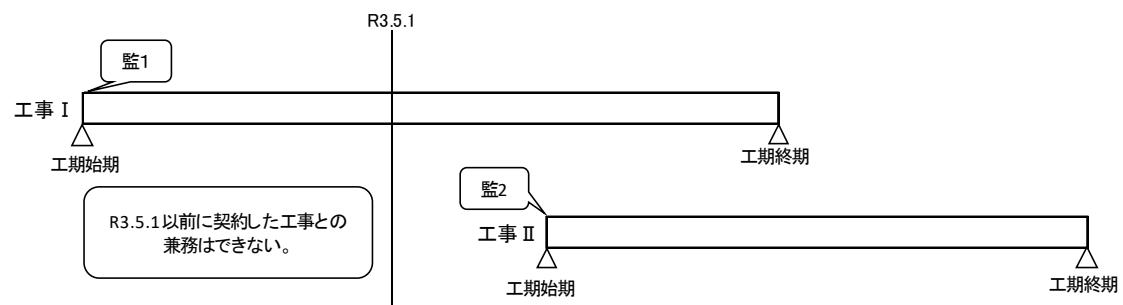
※兼務の取扱いにあたっては、必ず「11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を併せて参照のこと。

契約時期に応じたケースは、以下のとおりとする。(※適用条件は上記と同様)

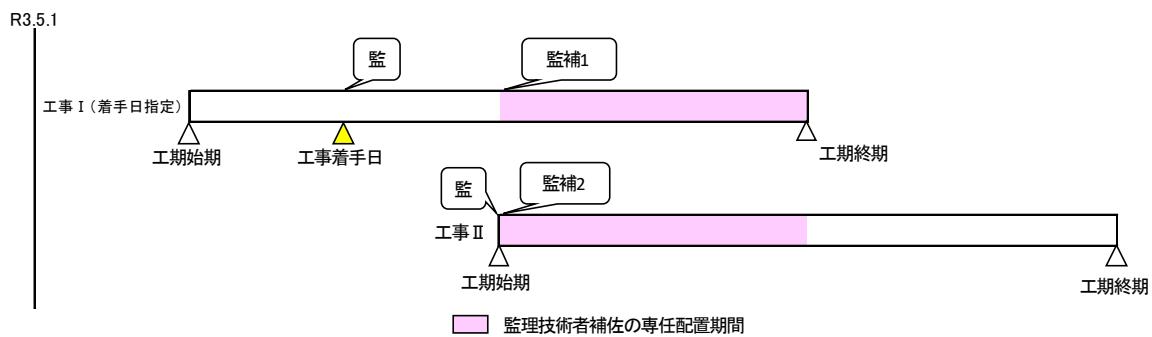
【ケース1】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。



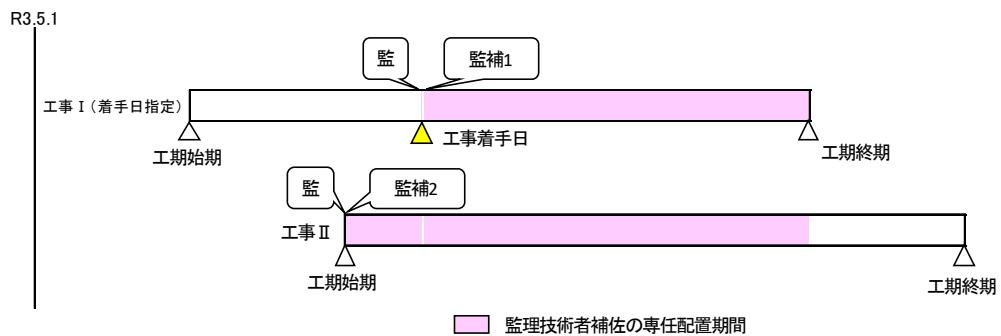
【ケース2】監理技術者となっている者は、他工事の監理技術者を兼務できない。



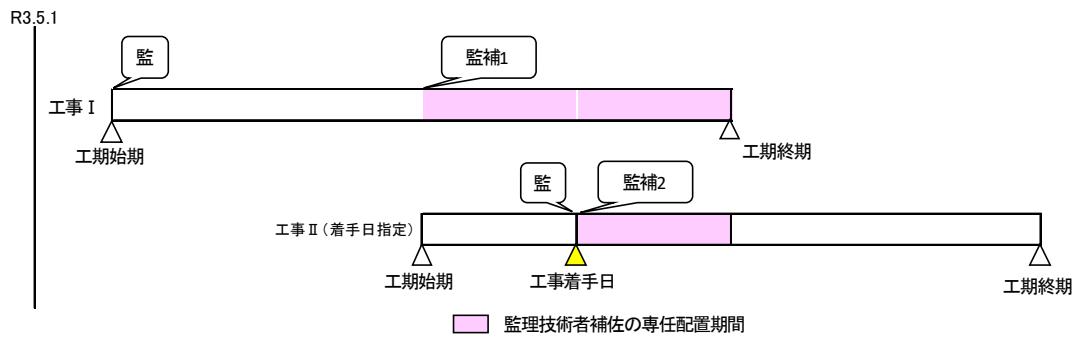
【ケース3】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事Iが着手日指定契約方式の場合)



【ケース4】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事Iが着手日指定契約方式の場合)



【ケース5】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。(工事IIが着手日指定契約方式の場合)



【留意事項】

- 落札候補者となっている時点で、監理技術者補佐が他の工事に従事している場合は、「配置技術者誓約書(監理技術者補佐用)」の提出が必要。

営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

1 営業所の専任技術者等が1つの工事の専任をする主任技術者又は監理技術者を兼務できる場合

	営業所	工事 I
請負代金額		1億円未満
営業所の専任技術者	A	
主任技術者又は監理技術者		A
現場代理人		B
連絡員		B

⇒

配置計画書
必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・専任特例1号の【適用条件】①～⑦を満たしていること
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

【留意事項】

- ・Aは営業所の選任技術者等と現場代理人の兼務要件より、現場代理人の兼務は不可である。
- ・連絡員の配置要件については、必ず「13 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者と主任技術者等との兼務」を参照すること。
- ・下記「2営業所の専任技術者等が2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる場合」との併用は不可。
- ・専任特例を活用する場合は適用不可。

2 営業所の専任技術者等が2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる場合

	営業所	工事 I	工事 II
請負代金額		4,500万円未満	4,500万円未満
営業所の専任技術者	A		
主任技術者		A	A
現場代理人		A	A

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

⇒	兼務届
⇒	不要
⇒	必要※

※営業所の専任技術者等が、営業所と1つの工事の現場代理人を兼務する場合、兼務届は不要

【適用条件】

- ・営業所と工事現場が同一旧市町村内(※)または営業所と工事現場間の直線距離が10km以内の徳島県が発注する2つの工事
※:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること

【留意事項】

- ・上記「1営業所の専任技術者等が1つの工事の専任を要する主任技術者又は監理技術者を兼務できる場合」との併用は不可。
- ※兼務の取扱いにあたっては、必ず「13 営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者と主任技術者等との兼務」を併せて参照のこと。

現場代理人の兼務について(参考資料)

兼務要件（R7.2月以降）

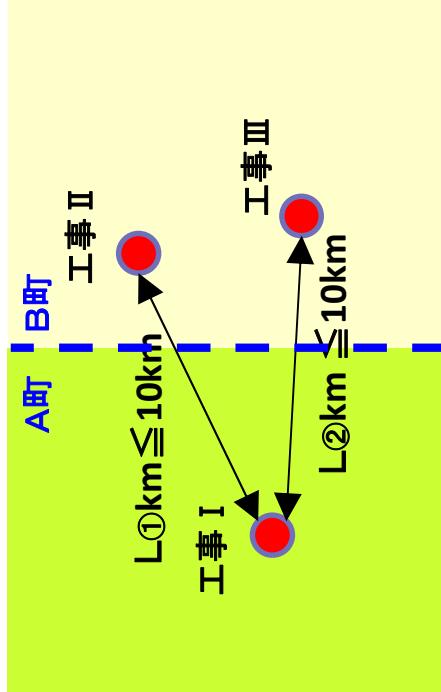
兼務要件

- 同一市町村内(※1)又は工事間直線距離が10km以内の3つの工事
※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
※ 様数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内(※1)の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が10km以内を満たす必要がある。
- 災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。
※ 徳島県が発注する工事以外の工事も含む。
・当初請負代金額が4,500万円未満の工事
※ 兼務する全ての工事が、「防災・減災、国土強靭化」のため、同一河川で実施する河川工事又は工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができます。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。
※和7年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
※兼務する他工事の契約時期は問わない。

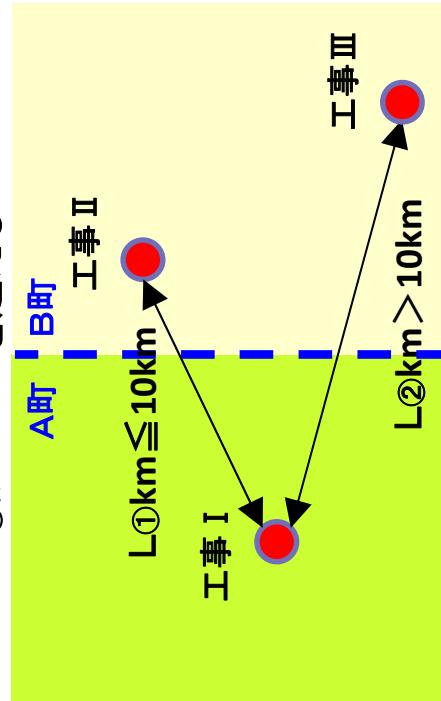
10

ケース1:3つの工事で兼務が可能な場合(2市町村) ケース2:2つの工事しか兼務できない場合(2市町村)

L①及びL②が10km以内



L①が10km以内
L②が10kmを超える



兼務可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円未満の場合)

兼務不可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円未満の場合)

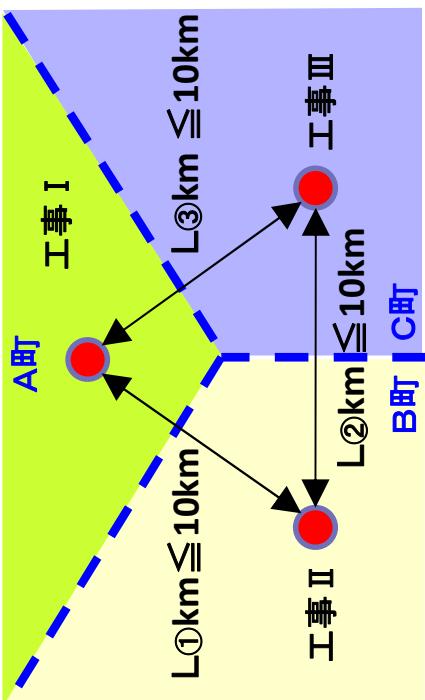
	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	A
現場代理人	工事I	工事II	工事III
現場代理人	B	A	A

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	工事I	工事II	工事III
現場代理人	B	A	A
現場代理人	工事I	工事II	工事III

現場代理人の兼務について(参考資料)

ケース3:3つの工事で兼務が可能な場合(3市町村)

$L_1 \leq 10km$ 以内



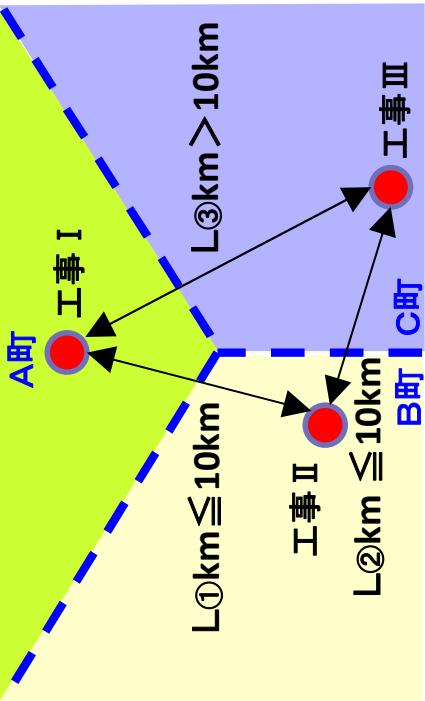
兼務可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円未満の場合)

現場代理人	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	A

ケース5:3つの工事で兼務が可能な場合

ケース4:2つの工事しか兼務ができない場合(3市町村)

$L_1 \text{及び} L_2 \geq 10km, L_3 \geq 10km$ を超える

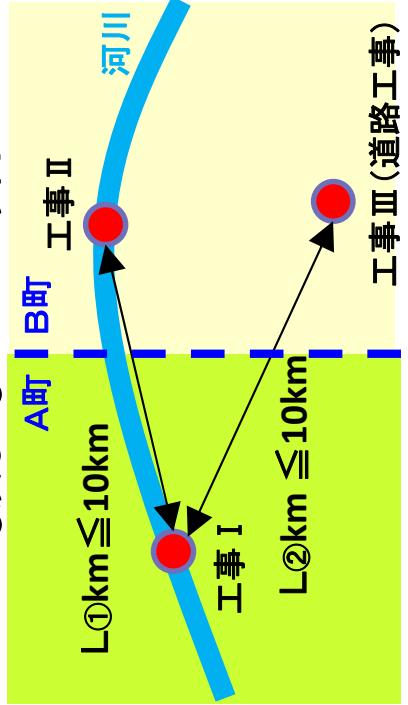


兼務可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円未満の場合)

現場代理人	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	B	B

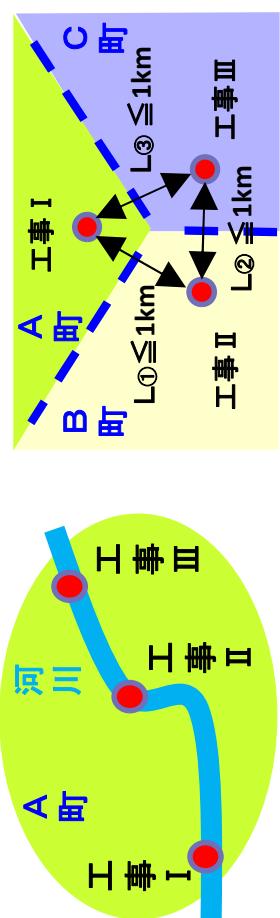
ケース6:2つの工事しか兼務できない場合(同一河川、2市町村)

$L_1 \text{及び} L_2 \geq 10km$ 以内



兼務可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円以上の場合)

現場代理人	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	B



兼務可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円以上の場合)

兼務可能ケース(工事I～IIIの当初請負代金額が4,500万円以上の場合)

特定専門工事における主任技術者の配置(参考資料)

対象とする工事（業法26条の3第2項）

特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、**型枠工事**（大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠）または**鉄筋工事**が対象

下請契約の請負代金の額（業法26条の3第2項）

政令で定める額未満→特定専門工事に係る下請契約の請負代金が**4,500万円未満**の工事（下請契約が2以上あるときは合計額）

手続き（業法26条の3第1.3.4.5項）

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、C、D社）が以下の事項を記載した書面において**合意**をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者による**承諾**を得る必要がある。

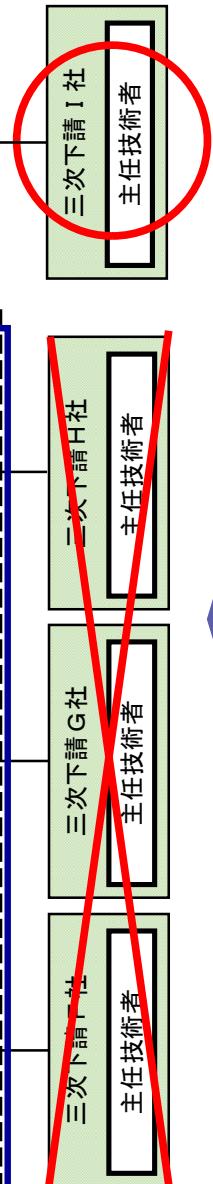
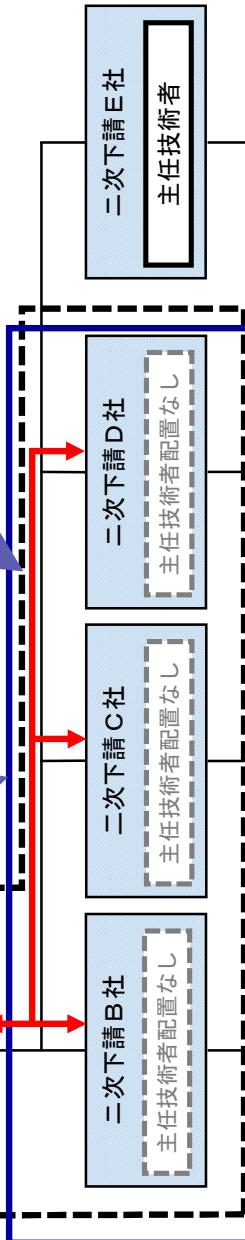
配置される主任技術者の要件
(業法26条の3第6項)

- 特定専門工事と同一の種類の建設工事にして**1年以上の指導監督的な実務経験**を有すること。
- 当該特定専門工事の工事現場に**専任**で配置できること。

元請業者
(注文者)

一次下請会社A社
主任技術者（専任）

特定専門工事



再下請の禁止（業法26条の3第8項）

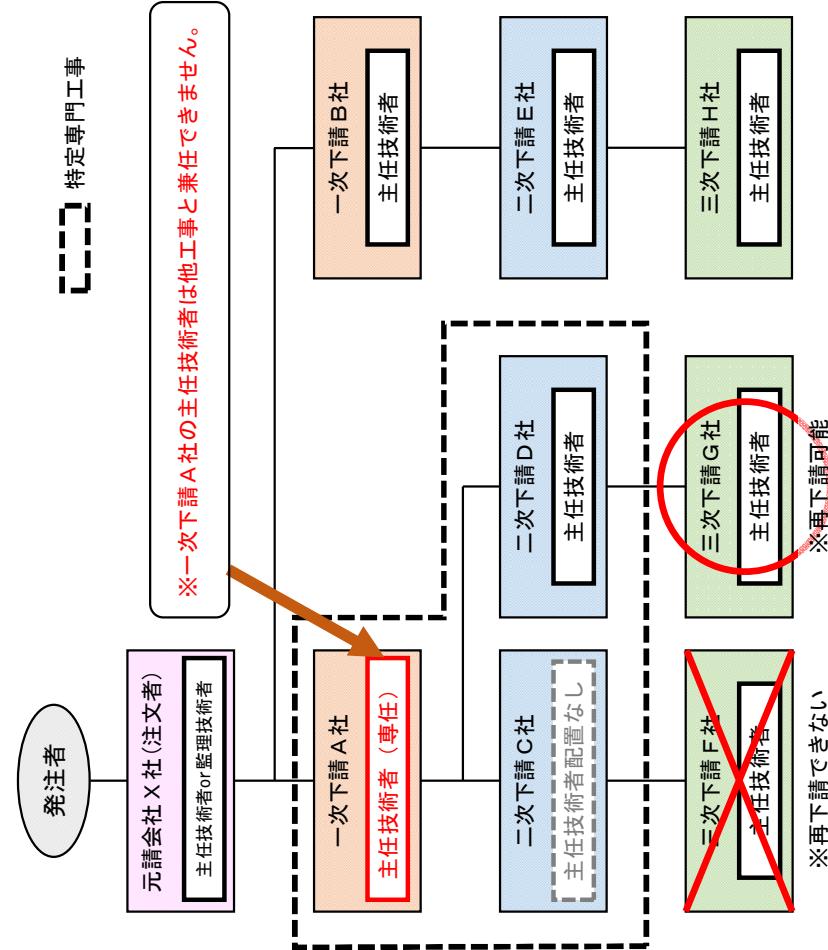
主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、C、D社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。
⇒違反した場合、監督処分の対象となる。※主任技術者を置いていない（制度を利用していない）下請は再下請可能。

特定専門工事における主任技術者の配置(参考資料)

■元請の主任技術者が一括で施工管理する場合

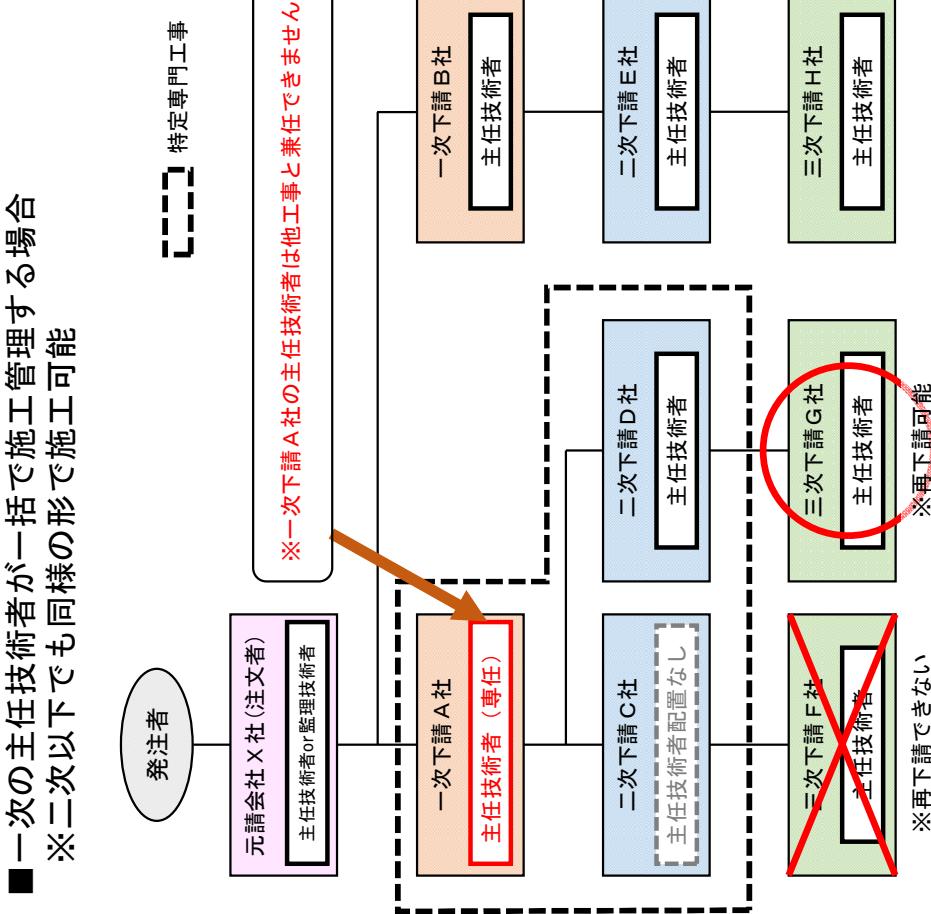
■一次の主任技術者が一括で施工管理する場合

※二次以下でも同様の形で施工可能



※監理技術者の配置が求められる工事の元請においてこの規定は適用されません。(監理技術者の配置義務があるときは、一次下請けは主任技術者を配置しなければなりません。)
※元請会社 X 社の主任技術者は他工事と兼任できません。

主任技術者 (専任)



※監理技術者の配置が求められる工事の元請においてこの規定は適用されません。(監理技術者の配置義務があるときは、一次下請けは主任技術者を配置しなければなりません。)
※元請会社 X 社の主任技術者は他工事と兼任できません。

主任技術者 (専任)

※主任技術者を置かないとした下請負人（一次下請 A、B 社）は、その下請けに係る建設工事を再下請けできません。

※再下請できない

※再下請可能

※主任技術者を置かないとした下請負人（二次下請 C 社）は、その下請けに係る建設工事を再下請けできません。



徳島県 県土整備部 建設管理課

TEL : 088-621-2748

FAX : 088-621-2864

URL : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshankata/kendozukuri/kensetsu/2013121000222>